

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年8月20日提出

【発行者名】 ニッセイアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 啓介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【事務連絡者氏名】 投資信託企画部 茶木 健

【電話番号】 03-5533-4608

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
<購入・換金手数料なし>  
ニッセイ新興国株式インデックスファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 繙続募集額 上限1兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド  
(以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります)

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### （5）【申込手数料】

ありません。

### （6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### （7）【申込期間】

継続申込期間：2019年8月21日（水）～ 2020年2月20日（木）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （8）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 基本方針

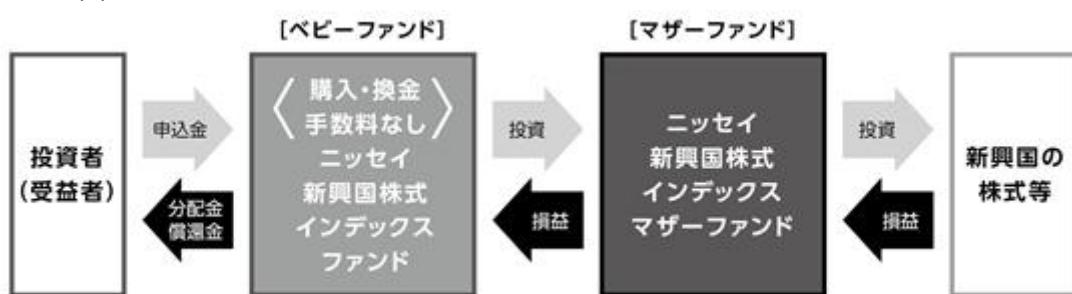
ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



###### ファンドの特色

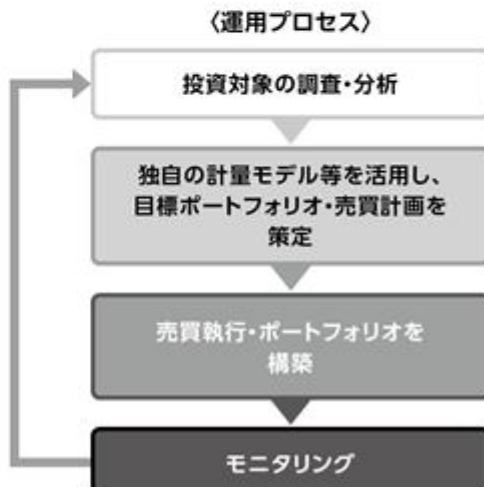
###### ①新興国の株式等に投資することにより

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

- 当社独自の計量モデル等を活用し、ポートフォリオを構築します。
- 原則として、対円での為替ヘッジ<sup>\*</sup>は行いません。  
※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- 投資対象には、DR(預託証券)<sup>\*</sup>もしくは株式等と同等の投資効果が得られる証券および証書等を含みます。  
※DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し海外で発行される証券をいい、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

###### 〈基準価額と指数の連動性に関する留意点〉

ファンドはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。



## ②購入時および換金時の手数料は無料です。

- 購入時の購入時手数料および換金時の換金時手数料、信託財産留保額はありません。  
・保有期間に中に運用管理費用(信託報酬)等をファンドからご負担いただきます。

---

### ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)について

同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、世界の新興国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

### <MSCI指数にかかる免責条項等>

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。MSCI Inc. およびMSCI指数は、MSCI Inc. およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc. により決定、作成および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしております。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc. に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc. の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc. との関係を一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信／海外／株式／インデックス型に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型  追加型	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型  特殊型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ		
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日々 その他 ( )			なし	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)) )	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指數 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス)	目論見書または約款において、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

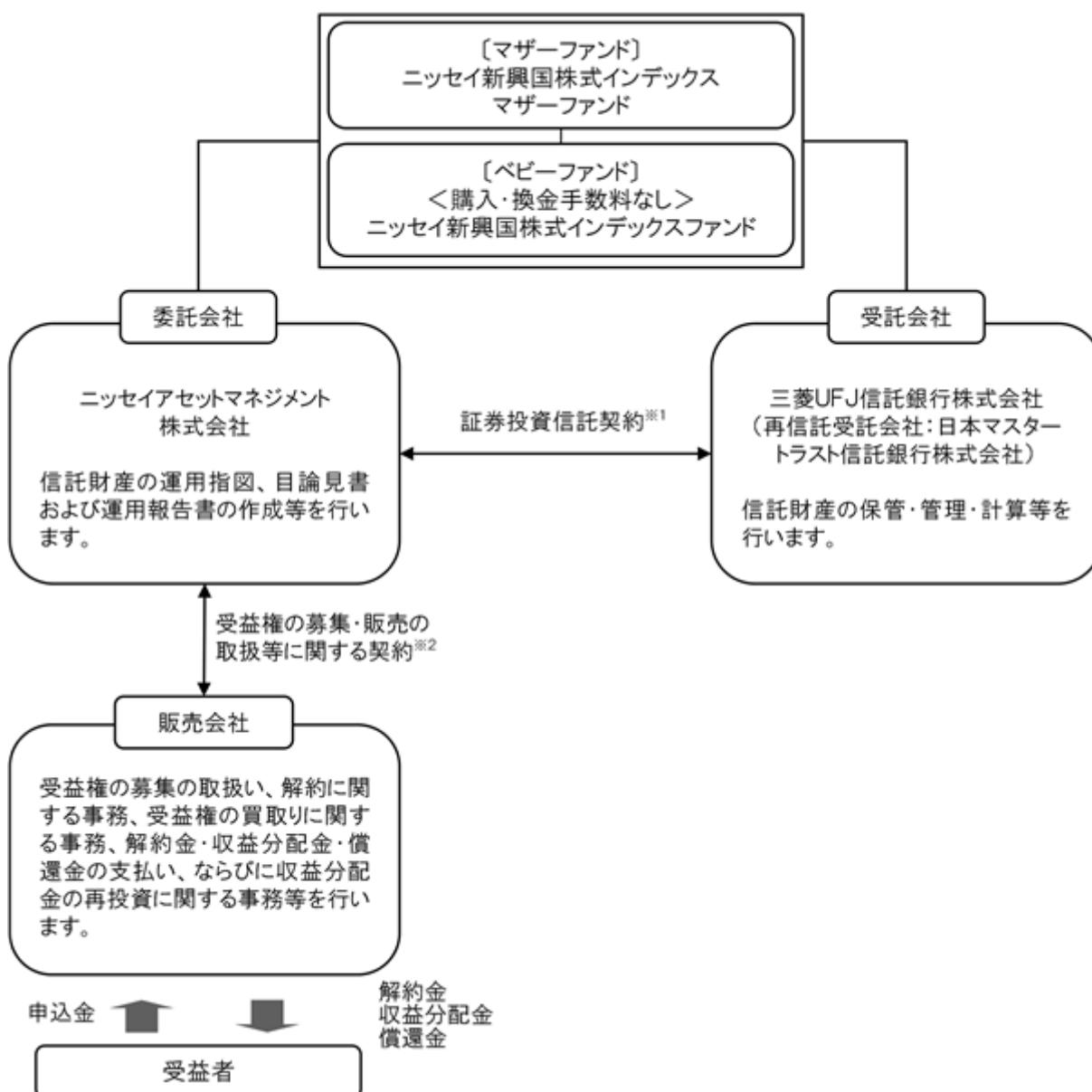
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## （2）【ファンドの沿革】

2017年10月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2019年5月末現在）

- 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 資本金の額 : 100億円
- 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西 啓介
- 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
- 設立年月日 : 1995年4月4日
- 沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

#### 8. 大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

主として、ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に新興国の株式等（D R（預託証書）を含みます）に投資することにより、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

(1) 基本方針

マザーファンドは、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

新興国の株式等（D R（預託証書）を含みます）を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として新興国の株式等（D R（預託証書）を含みます）に投資することにより、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

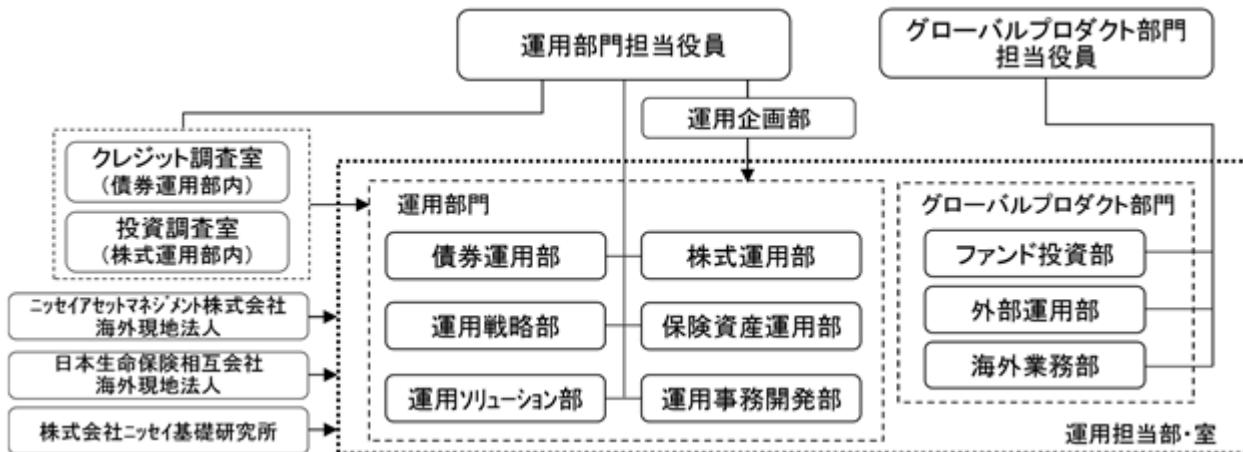
信託金を前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記に掲げる金融商品により運用することができます。

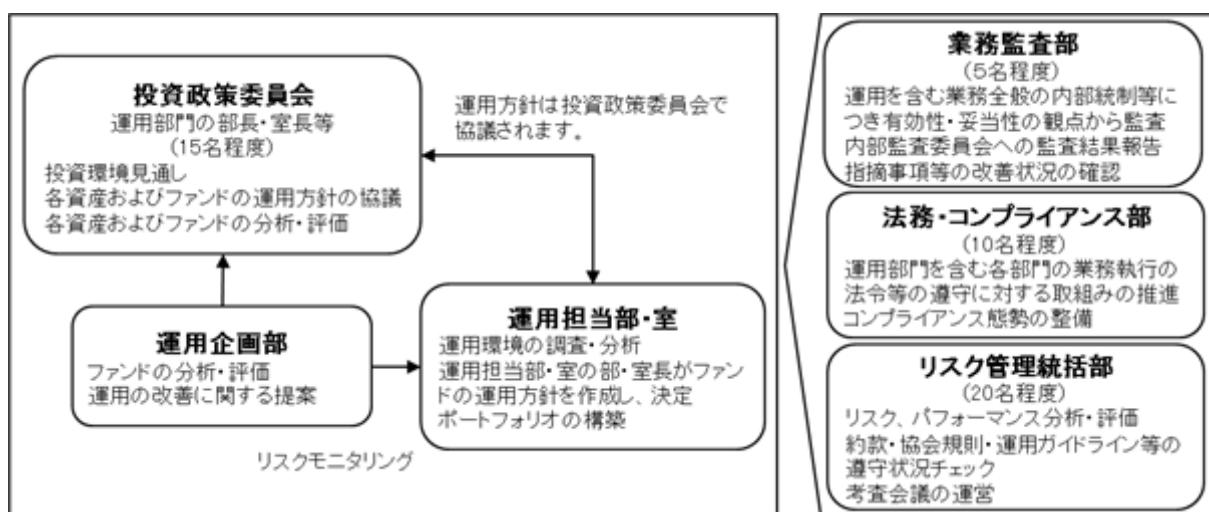
### （3）【運用体制】

#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

## 内部管理体制および意思決定を監督する組織



## &lt;受託会社に対する管理体制等&gt;

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

## 1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

## 2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

## 3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

## 分配時期

毎決算日とし、決算日は11月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

## 支払方法

## &lt;分配金受取コースの場合&gt;

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

## &lt;分配金再投資コースの場合&gt;

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

## a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## b 約款に定めるその他の投資制限

### 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

### 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

### 先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

### スワップ取引

1. 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するのみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。

. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。

4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 外国為替予約等

1. 外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。

4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

##### 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

##### 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することを目標に運用しますので、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

- ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

- ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

- ・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。

- ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・新興国の株式投資に関する留意点

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデーターや重大な政治体制の変更等。

- ・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入出と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

また、ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト（上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度）を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急变あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの基準価額とMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）との動きが一致しない要因となることがあります。なお、ストックコネクトでは、大きな制度変更が行われる可能性があります。

ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中

国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

#### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

#### ・ファミリーファンド方式に関する留意点

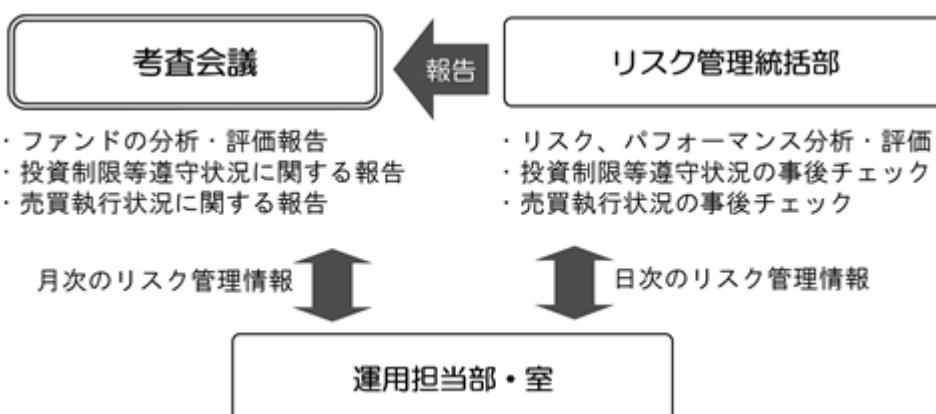
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は2018年11月20日現在、ファンドを0.8百万円（受益権口数1百万口、ファンド全体の0.1%）保有しています。また、2018年10月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に55.8%保有しています。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

## （2）投資リスク管理体制



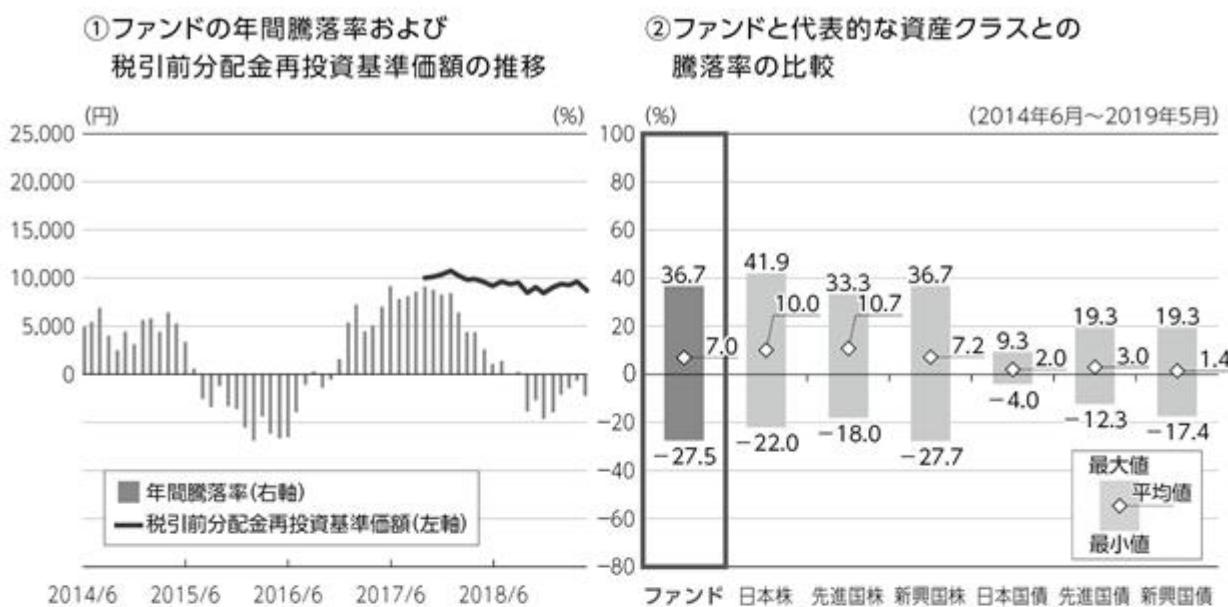
### 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。

### 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に  
下記のグラフを作成しています。



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、不足するデータに関してはファンドのベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))を用いて算出しています。したがって、グラフにおけるファンドの騰落率は、すべてがファンドの実績ではありませんのでご留意ください。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 1 ) 【申込手数料】

ありません。

### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

ありません。

### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.20412%（税抜0.189%）以内の率（以下「信託報酬率」といいます）をかけた額とします。

なお、2019年8月21日現在の信託報酬率は年0.20412%（税抜0.189%）であり、その配分は次の通りとします。

消費税率が10%になった場合は、年0.2079%となります。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.084%	0.085%	0.020%

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6カ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### ( 4 ) 【その他の手数料等】

#### 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

#### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00108%（税抜0.001%）の率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

消費税率が10%になった場合は、年0.0011%となります。

#### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

#### 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

#### 信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

### (5) 【課税上の取扱い】

#### 課税対象

分 配 時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。

「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。

法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

#### 個人の課税の取扱い

分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。

解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

#### 税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

#### <少額投資非課税制度について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

#### 税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

#### 個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うことと同一の方法で算出されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>分配後 分配金落ち後の基準価額</p> <p>分配後 分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配後 分配前の受益者の個別元本（変更なし）</p> <p>分配が普通分配金（課税）</p>	<p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>分配後 分配金落ち後の基準価額</p> <p>分配後 分配前の受益者の個別元本</p> <p>普通分配金（課税）</p> <p>元本払戻金（特別分配金）（非課税）</p>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### （1）【投資状況】

「<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド」

（2019年5月31日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	967,854,221	100.00
内　日本	967,854,221	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,325	0.00
純資産総額	967,848,896	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## (参考情報)

## 「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

(2019年5月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	1,646,861,637	88.37
内 ケイマン諸島	218,274,581	11.71
内 韓国	207,424,036	11.13
内 台湾	186,997,580	10.03
内 中国	169,104,097	9.07
内 インド	167,736,127	9.00
内 ブラジル	132,452,997	7.11
内 香港	108,257,001	5.81
内 南アフリカ	97,115,516	5.21
内 ロシア	66,563,072	3.57
内 タイ	50,166,319	2.69
内 メキシコ	44,705,926	2.40
内 マレーシア	34,994,819	1.88
内 インドネシア	34,650,136	1.86
内 アメリカ	34,533,233	1.85
内 フィリピン	18,424,941	0.99
内 ポーランド	17,659,021	0.95
内 チリ	14,887,276	0.80
内 バミューダ	11,312,130	0.61
内 トルコ	7,660,240	0.41
内 ギリシャ	6,109,303	0.33
内 コロンビア	5,990,719	0.32
内 ハンガリー	4,797,060	0.26
内 チェコ	2,616,725	0.14
内 イギリス	2,223,119	0.12
内 オランダ	1,351,731	0.07
内 ペルー	853,932	0.05
投資信託受益証券	60,074,645	3.22
内 アメリカ	60,074,645	3.22
投資証券	4,368,780	0.24
内 南アフリカ	3,101,324	0.17
内 メキシコ	1,267,456	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	152,233,155	8.17
純資産総額	1,863,538,217	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	146,956,874	7.89
内 アメリカ	146,956,874	7.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用してあります。時価は、取引所の発表する清算値段によってあります。

## (2) 【投資資産】

「<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド」

### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年5月31日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%)	投資 比率
1	ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	1,107,004,714	0.8978 993,879,000	0.8743 967,854,221	- -	100.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合 計 (対純資産総額比)			100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (参考情報)

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

### 投資有価証券の主要銘柄

(2019年5月31日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%)	投資 比率
1	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 メディア・ 娯楽	18,000	4,090.15 73,622,795	4,522.13 81,398,448	- -	4.37%
2	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR ケイマン諸島	株式 小売	4,467	16,667.01 74,451,578	16,521.01 73,799,374	- -	3.96%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING 台湾	株式 半導体・半 導体製造裝 置	78,000	771.31 60,162,313	799.26 62,342,280	- -	3.35%
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	15,081	4,017.70 60,590,972	3,910.34 58,971,912	- -	3.16%
5	NASPERS LTD-N SHS 南アフリカ	株式 小売	1,385	20,249.02 28,044,906	24,133.78 33,425,286	- -	1.79%
6	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF アメリカ	投資信託受 益証券	7,600	3,534.51 26,862,315	3,526.86 26,804,136	- -	1.44%
7	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	305,000	91.76 27,987,618	86.42 26,360,540	- -	1.41%
8	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	17,500	1,079.03 18,883,099	1,209.99 21,174,860	- -	1.14%

9	ISHARES MSCI QATAR CP ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	9,646	2,065.13 19,920,333	1,996.91 19,262,228	-	1.03%
10	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED インド	株式 エネルギー	9,134	1,824.44 16,664,442	2,101.00 19,190,579	-	1.03%
11	CHINA MOBILE LTD/HK 香港	株式 電気通信サービス	19,500	1,080.84 21,076,419	976.49 19,041,691	-	1.02%
12	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE インド	株式 銀行	5,230	2,994.98 15,663,781	3,451.35 18,050,570	-	0.97%
13	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	207,000	76.46 15,828,351	78.06 16,159,248	-	0.87%
14	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	15,650	965.05 15,103,146	962.94 15,070,104	-	0.81%
15	ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	9,104	1,634.20 14,877,780	1,538.69 14,008,281	-	0.75%
16	VALE SA ブラジル	株式 素材	10,167	1,508.95 15,341,532	1,372.77 13,956,998	-	0.75%
17	BANCO BRADESCO SA-PREF ブラジル	株式 銀行	13,008	854.45 11,114,706	1,018.12 13,243,711	-	0.71%
18	SBERBANK PAO -SPONSORED ADR ロシア	株式 銀行	8,219	1,351.68 11,109,536	1,592.28 13,086,962	-	0.70%
19	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD インド	株式 ソフトウェア・サービス	11,231	1,039.24 11,671,780	1,159.00 13,016,830	-	0.70%
20	PJSC GAZPROM ADR ロシア	株式 エネルギー	16,685	514.32 8,581,518	709.96 11,845,768	-	0.64%
21	BANK OF CHINA LTD - H 中国	株式 銀行	256,000	47.46 12,152,234	45.30 11,598,080	-	0.62%
22	LUKOIL PJSC-SPON ADR ロシア	株式 エネルギー	1,285	7,994.41 10,272,822	8,759.73 11,256,260	-	0.60%
23	BAIDU INC - SPON ADR ケイマン諸島	株式 メディア・娯楽	863	20,022.72 17,279,609	12,228.63 10,553,312	-	0.57%
24	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導体製造装置	1,728	6,416.55 11,087,811	6,056.20 10,465,130	-	0.56%
25	CNOOC LTD 香港	株式 エネルギー	57,000	186.13 10,609,525	182.05 10,377,214	-	0.56%
26	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	39,200	253.26 9,927,923	253.96 9,955,388	-	0.53%
27	TATA CONSULTANCY SVCS LTD インド	株式 ソフトウェア・サービス	2,825	3,005.87 8,491,585	3,391.15 9,580,010	-	0.51%
28	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR ブラジル	株式 エネルギー	13,200	716.18 9,453,707	717.81 9,475,191	-	0.51%

29	AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ	株式 電気通信 サービス	108,100	76.47 8,267,034	79.01 8,541,759	- -	0.46%
30	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	2,604	3,294.61 8,579,177	3,165.95 8,244,146	- -	0.44%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	銀行	16.08
		小売	7.62
		エネルギー	7.52
		メディア・娯楽	6.64
		素材	6.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.01
		半導体・半導体製造装置	4.80
		電気通信サービス	4.09
		保険	3.64
		食品・飲料・タバコ	3.25
		資本財	2.61
		公益事業	2.22
		各種金融	2.22
		不動産	2.20
		自動車・自動車部品	2.13
		ソフトウェア・サービス	1.94
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.73
		食品・生活必需品小売り	1.62
		運輸	1.54
		消費者サービス	1.17
		耐久消費財・アパレル	1.09
		家庭用品・パーソナル用品	1.07
		ヘルスケア機器・サービス	0.63
		商業・専門サービス	0.14
		その他	0.02
		小計	88.37
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	3.22
	小計		3.22
投資証券	外国	投資証券	0.24
		小計	0.24
合 計 (対純資産総額比)			91.83

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式(外国)の業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&P及びMSCI Inc.に帰属します。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	NYSE L IFFE U S	MINI MSC I EM IND EX FUTUR E 201906	買建	27	153,510,983	146,956,874	7.89%

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

### （3）【運用実績】

「<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド」

#### 【純資産の推移】

2019年5月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2018年11月20日)	695,392,855	695,392,855	0.8882	0.8882
2018年5月末日	374,424,606	-	0.9576	-
6月末日	390,631,854	-	0.9193	-
7月末日	478,568,921	-	0.9646	-
8月末日	525,590,918	-	0.9378	-
9月末日	601,645,672	-	0.9544	-
10月末日	611,389,662	-	0.8477	-
11月末日	719,604,045	-	0.9050	-
12月末日	707,967,081	-	0.8448	-
2019年1月末日	822,454,350	-	0.9061	-
2月末日	900,107,628	-	0.9397	-
3月末日	929,773,173	-	0.9278	-
4月末日	989,739,241	-	0.9638	-
5月末日	967,848,896	-	0.8718	-

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
2018年11月21日～ 2019年5月20日	-

#### 【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	11.2
2018年11月21日～ 2019年5月20日	0.8

（注）各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（又は直近日の基準価額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（4）【設定及び解約の実績】

「<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	1,076,412,486	293,473,949	782,938,537
2018年11月21日～ 2019年5月20日	439,121,794	154,608,739	1,067,451,592

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

## 3. 運用実績

2019年5月末現在

### ●基準価額・純資産の推移



基準価額	8,718円
純資産総額	967百万円

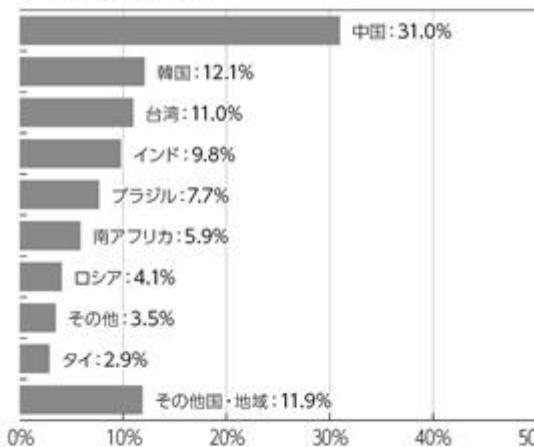
●分配の推移 1万口当たり(税引前)	
2018年11月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

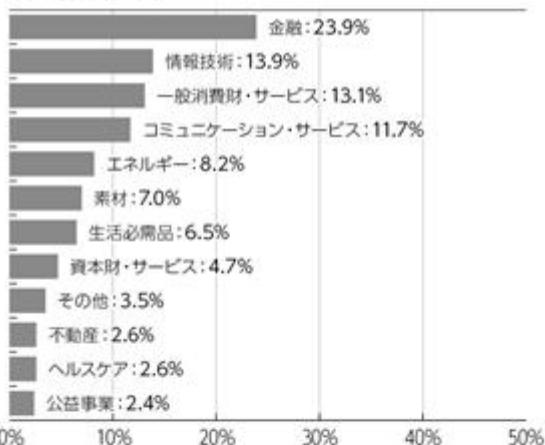
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

### ●主要な資産の状況(マザーファンド)

#### 国・地域別組入比率



#### 業種別組入比率



・上記グラフはすべて対組入株式等評価額比です。「その他」にはETFを含みます。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSIに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成績等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2019年5月末現在

### 3.運用実績

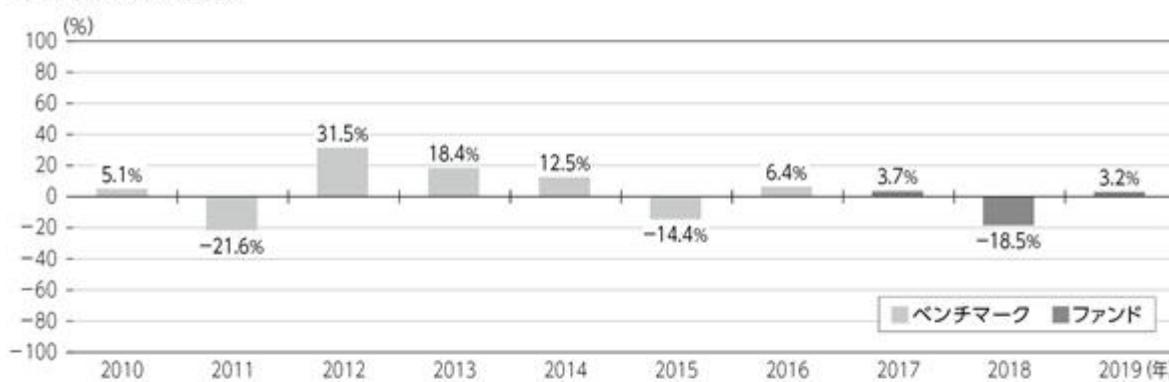
#### ●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	業種	比率
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーション・サービス	4.8%
2	アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス	4.3%
3	台湾セミコンダクター(TSMC)	情報技術	3.6%
4	サムスン電子	情報技術	3.4%
5	ナスパーズ	一般消費財・サービス	2.0%
6	iシェアーズMSCIサウジアラビアETF	その他	1.6%
7	チャイナ・コンストラクション・バンク(中国建設銀行)	金融	1.5%
8	中国平安保険【ピアン・イン・シュアランス】	金融	1.2%
9	iシェアーズMSCIカタールETF	その他	1.1%
10	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	1.1%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

#### ●年間收益率の推移



・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2017年はファンド設定時から年末まで、2019年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

・2016年以前はベンチマークの收益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引決済所、香港の銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 2【換金（解約）手続等】

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引決済所、香港の銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の

著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、換金の受け付けを中止することおよび既に受けた換金の受け付けを取消すことがあります。

#### 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

#### 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

#### 信託財産留保額

ありません。

#### 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。

#### その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行なった当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国株価指数先物取引	金融商品取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

#### ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

#### ( 3 ) 【信託期間】

無期限です。

#### ( 4 ) 【計算期間】

毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

#### ( 5 ) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

. 受益権の口数が30億口を下回っている場合

. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

. やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。

す。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4 . 前記 2 . の書面決議は議決権を使用することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- 5 . 前記 2 . から 4 .までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 2 . から 4 . までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 6 . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 7 . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2 . 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8 . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 9 . 償還金については、原則として償還日から起算して 5 営業日目（償還日が休業日の場合は翌営業日から起算して 5 営業日目）までにお支払いします。

#### 約款の変更等

- 1 . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等 」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2 . 委託会社は、前記 1 . の事項（前記 1 . の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3 . 前記 2 . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該 3 . において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行えることができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
- 4 . 前記 2 . の書面決議は議決権を使用することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- 5 . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 . 前記 2 . から 5 . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7 . 前記 1 . から 6 . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8 . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記 1 . から 7 . までの規定にしたがいます。

### 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### ( 1 ) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ( 2 ) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### ( 3 ) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

##### ( 4 ) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### ( 5 ) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

##### ( 6 ) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

### 第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの第1期計算期間については、設定日である2017年10月13日を期首としております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2017年10月13日から2018年11月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

【<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド】

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期  
(2018年11月20日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	312,383
コール・ローン	434,620
親投資信託受益証券	695,397,018
未収入金	16,470,290
流動資産合計	<u>712,614,311</u>
資産合計	<u>712,614,311</u>
負債の部	
流動負債	
未払解約金	16,441,987
未払受託者報酬	62,965
未払委託者報酬	685,083
その他未払費用	31,421
流動負債合計	<u>17,221,456</u>
負債合計	<u>17,221,456</u>
純資産の部	
元本等	
元本	782,938,537
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	87,545,682
純資産合計	<u>695,392,855</u>
負債純資産合計	<u>712,614,311</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期 (自2017年10月13日 至2018年11月20日)	
営業収益	
受取利息	1
有価証券売買等損益	61,550,912
営業収益合計	61,550,911
営業費用	
支払利息	96
受託者報酬	88,083
委託者報酬	1,086,214
その他費用	43,922
営業費用合計	1,218,315
営業利益又は営業損失( )	62,769,226
経常利益又は経常損失( )	62,769,226
当期純利益又は当期純損失( )	62,769,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	10,301,121
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	35,077,577
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,415,335
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	33,662,242
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	87,545,682

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2018年11月20日現在)
1. 受益権総口数	782,938,537口
2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	87,545,682円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8882円 (8,882円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自2017年10月13日 至2018年11月20日)
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は0円(1口当たり0円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自2017年10月13日 至2018年11月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**金融商品の時価等に関する事項**

項目	第1期 ( 2018年11月20日現在 )
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券            ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) にて記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引            該当事項はありません。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

（有価証券に関する注記）

**売買目的有価証券**

種類	第1期 ( 2018年11月20日現在 )
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	51,559,462
合計	51,559,462

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

**元本額の変動**

項目	第1期 ( 2018年11月20日現在 )
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,075,412,486円
期中一部解約元本額	293,473,949円

( 4 ) 【附属明細表】( 2018年11月20日現在 )

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 ( 円 )	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド	781,520,587	695,397,018	
親投資信託受益証券 合計		781,520,587	695,397,018	
合計		781,520,587	695,397,018	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

## （参考）

開示対象ファンド（<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド）は、「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

## 「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(2018年11月20日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	30,054,694
金銭信託	39,227,272
コール・ローン	54,577,078
株式	1,453,862,370
投資信託受益証券	31,654,646
投資証券	4,797,246
派生商品評価勘定	1,617,697
未収入金	2,944,034
未収配当金	964,063
差入委託証拠金	42,137,115
流動資産合計	1,661,836,215
資産合計	1,661,836,215
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,465,541
未払金	2,216,650
未払解約金	16,580,249
その他未払費用	1,401
流動負債合計	20,263,841
負債合計	20,263,841
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,844,866,571
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	203,294,197
純資産合計	1,641,572,374
負債純資産合計	1,661,836,215

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p><b>株式</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p><b>投資信託受益証券</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p><b>投資証券</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p><b>先物取引</b> 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p><b>為替予約取引</b> 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3 . 収益及び費用の計上基準	<p><b>受取配当金</b> 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p><b>外貨建取引等の処理基準</b> 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

### （貸借対照表に関する注記）

項目	( 2018年11月20日現在 )
1 . 受益権総口数	1,844,866,571口
2 . 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額元本の欠損	203,294,197円
3 . 1口当たり純資産額 ( 1万口当たり純資産額 )	0.8898円 ( 8,898円 )

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2017年10月13日 至 2018年11月20日)
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	( 2018年11月20日現在 )
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	( 1 )有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 ( 2 )デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 ( 3 )上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2018年11月20日現在)
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	127,663,938
投資信託受益証券	869,462
投資証券	1,368,636
合計	128,163,112

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	(2018年11月20日現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建	11,813,763	-	11,808,376	5,387
アメリカ・ドル	11,810,532	-	11,805,150	5,382
マレーシア・リンギット	3,231	-	3,226	5
買 建	85,895,742	-	85,000,313	895,429
アメリカ・ドル	85,895,742	-	85,000,313	895,429
合計	97,709,505	-	96,808,689	890,042

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	(2018年11月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
先物取引				
買 建	143,158,502	-	144,200,699	1,042,197
合計	143,158,502	-	144,200,699	1,042,197

(注) 1. 時価の算定方法

- 株価指數先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指數先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
  3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
  4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(2018年11月20日現在)
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	999,307,755円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,154,053,606円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	308,494,790円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	995,014,308円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド	781,520,587円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式）	46,427,320円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	3,257,038円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	1,176,052円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（8資産均等型）	17,471,266円
計	1,844,866,571円

## 附属明細表(2018年11月20日現在)

## 第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	51JOB INC-ADR	100	66.05	6,605.00	
	58.COM INC-ADR	339	58.09	19,692.51	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	3,567	149.53	533,373.51	
	AUTOHOME INC-ADR	134	73.82	9,891.88	
	BAIDU INC - SPON ADR	863	183.09	158,006.67	
	BAOZUN INC-SPN ADR	100	31.08	3,108.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	533	14.64	7,803.12	
	CREDICORP LTD	182	226.20	41,168.40	
	CTRI.P.COM INTERNATIONAL-ADR	1,227	26.17	32,110.59	
	GDS HOLDINGS LTD - ADR	100	27.59	2,759.00	
	HUAZHU GROUP LIMITED ADR	300	27.54	8,262.00	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	2,100	1.22	2,562.00	
	JD.COM INC-ADR	2,250	21.11	47,497.50	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	1,352	73.04	98,750.08	
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	971	13.42	13,030.82	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	418	9.18	3,837.24	
	MOBILE TELESYSTEMS PJSC	1,082	8.09	8,753.38	
	MOMO INC-SPON ADR	366	30.59	11,195.94	
	NETEASE.COM INC -ADR	298	233.28	69,517.44	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	333	54.83	18,258.39	
	NOAH HOLDINGS LTD-SPON ADS	100	40.80	4,080.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	279	182.00	50,778.00	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	319	24.82	7,917.58	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	319	13.17	4,201.23	
	PJSC GAZPROM ADR	16,724	4.70	78,602.80	
	PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	1,907	17.70	33,753.90	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR	149	34.00	5,066.00	
	ROSNEFT OJSC-GDR	3,874	6.40	24,793.60	
	RUSHYDRO PJSC-ADR	2,860	0.75	2,159.30	
	SBERBANK PAO - SPONSORED ADR	8,782	12.36	108,545.52	
	SEVERSTAL PAO - GDR REG S	550	15.26	8,393.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	1,900	1.36	2,584.00	
	SINA CORP	134	60.84	8,152.56	
	SOUTHERN COPPER CORP	234	37.27	8,721.18	
	SURGUTNEFTEGAS PJSC ADR	3,536	4.07	14,391.52	

TAL EDUCATION GROUP-ADR	1,024	27.56	28,221.44	
TATNEFT-SPONSORED ADR	822	69.14	56,833.08	
VIPSHOP HOLDINGS LTD -ADR	815	5.70	4,645.50	
VTB BANK JSC-GDR-REG S/WI	4,273	1.34	5,734.36	
WEIBO CORP-SPON ADR	134	56.80	7,611.20	
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	296	23.82	7,050.72	
YUM CHINA HOLDINGS INC	1,091	35.02	38,206.82	
YY INC-ADR	134	66.61	8,925.74	
アメリカ・ドル 小計	66,871		1,615,552.52 (182,024,302)	
インド・ルピー	ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	1,512	350.55	530,031.60
	AMBUJA CEMENTS LTD	1,139	220.40	251,035.60
	ASHOK LEYLAND LTD	2,247	108.80	244,473.60
	ASIAN PAINTS LTD	766	1,312.15	1,005,106.90
	AUROBINDO PHARMA LTD	525	794.00	416,850.00
	AVENUE SUPERMARTS LTD	275	1,412.55	388,451.25
	AXIS BANK LTD	5,495	616.30	3,386,568.50
	BAJAJ AUTO LTD	181	2,679.65	485,016.65
	BAJAJ FINANCE LTD	465	2,360.95	1,097,841.75
	BAJAJ FINSERV LTD	80	5,725.95	458,076.00
	BHARAT FORGE LTD	429	594.85	255,190.65
	BHARAT HEAVY ELECTROCALCS	1,757	68.00	119,476.00
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	1,562	322.95	504,447.90
	BHARTI AIRTEL LTD	3,682	336.85	1,240,281.70
	BHARTI INFRATEL LTD	733	259.95	190,543.35
	BOSCH LTD	15	18,706.85	280,602.75
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	56	5,989.55	335,414.80
	CADILA HEALTHCARE LTD	415	364.05	151,080.75
	CIPLA LIMITED	742	528.25	391,961.50
	COAL INDIA LTD	1,406	264.15	371,394.90
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	156	673.55	105,073.80
	DABUR INDIA LTD	1,011	408.50	412,993.50
	DR. REDDY'S LABORATORIES	244	2,528.60	616,978.40
	EICHER MOTORS LTD	35	24,897.10	871,398.50
	GAIL INDIA LTD	2,132	334.70	713,580.40
	GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	289	646.25	186,766.25
	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	745	728.35	542,620.75
	GRASIM INDUSTRIES LTD	864	849.40	733,881.60
	HAVELLS INDIA LTD	486	684.50	332,667.00
	HCL TECHNOLOGIES LTD	1,383	1,040.10	1,438,458.30
	HERO MOTOCORP LTD	100	2,980.65	298,065.00
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	2,381	234.45	558,225.45
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	1,253	244.30	306,107.90
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	1,991	1,701.40	3,387,487.40

HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	4,826	1,899.35	9,166,263.10	
ICICI BANK LTD	6,781	362.40	2,457,434.40	
INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	666	733.80	488,710.80	
INDIAN OIL CORPORATION LTD	3,699	142.55	527,292.45	
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	10,461	651.70	6,817,433.70	
INTERGLOBE AVIATION LTD	203	1,042.65	211,657.95	
ITC LTD	10,481	284.50	2,981,844.50	
JSW STEEL LTD	1,739	336.65	585,434.35	
LARSEN & TOUBRO LTD	1,349	1,417.20	1,911,802.80	
LIC HOUSING FINANCE LTD	589	457.75	269,614.75	
LUPIN LTD	477	855.50	408,073.50	
MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	557	436.25	242,991.25	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	2,149	781.35	1,679,121.15	
MARICO LTD	867	352.55	305,660.85	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	330	7,411.65	2,445,844.50	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	2,044	152.90	312,527.60	
NESTLE INDIA LTD	62	10,342.65	641,244.30	
NTPC LTD	5,281	152.95	807,728.95	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	2,676	154.55	413,575.80	
PAGE INDUSTRIES LTD	14	26,532.40	371,453.60	
PETRONET LNG LTD	849	215.85	183,256.65	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	274	1,122.60	307,592.40	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	164	2,361.25	387,245.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	3,524	189.70	668,502.80	
REC LTD	1,368	124.45	170,247.60	
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	8,651	1,150.00	9,948,650.00	
SHREE CEMENT LTD	16	15,891.80	254,268.80	
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	315	1,220.40	384,426.00	
SIEMENS LTD	143	941.65	134,655.95	
STATE BANK OF INDIA	4,794	288.15	1,381,391.10	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	2,759	531.55	1,466,546.45	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	2,825	1,902.45	5,374,421.25	
TATA MOTORS LTD	4,240	184.60	782,704.00	
TATA POWER CO LTD	2,139	77.35	165,451.65	
TATA STEEL LTD	620	582.40	361,088.00	
TECH MAHINDRA LTD	1,261	732.55	923,745.55	
TITAN CO LTD	643	920.55	591,913.65	
ULTRATECH CEMENT LTD	257	4,031.95	1,036,211.15	
UNITED SPIRITS LTD	610	650.95	397,079.50	
UPL LTD	744	775.20	576,748.80	
VEDANTA LTD	3,049	211.35	644,406.15	

VODAFONE IDEA LTD	2,827	42.70	120,712.90	
WIPRO LTD	2,568	332.85	854,758.80	
YES BANK LTD	4,189	204.80	857,907.20	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	1,097	446.80	490,139.60	
インド・ルピー 小計	141,729		84,117,931.65 (133,747,511)	
インドネシア・ルピア	ADARO ENERGY TBK PT	27,100	1,485.00	40,243,500.00
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	58,400	8,500.00	496,400,000.00
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	30,700	25,100.00	770,570,000.00
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	6,700	7,450.00	49,915,000.00
	BANK MANDIRI TBK	53,900	7,475.00	402,902,500.00
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	15,800	8,400.00	132,720,000.00
	BANK RAKYAT INDONESIA	159,900	3,520.00	562,848,000.00
	BANK TABUNGAN NEGARA PERSERO	8,300	2,380.00	19,754,000.00
	BUMI SERPONG DAMAI PT	16,300	1,210.00	19,723,000.00
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	14,400	5,625.00	81,000,000.00
	GUDANG GARAM TBK PT	1,100	78,200.00	86,020,000.00
	HM SAMPOERNA TBK PT	19,900	3,400.00	67,660,000.00
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	6,000	11,250.00	67,500,000.00
	INDOCEMENT TUNGAL PRAKARSA	3,800	19,625.00	74,575,000.00
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	4,600	8,775.00	40,365,000.00
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	8,500	5,950.00	50,575,000.00
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	4,100	4,020.00	16,482,000.00
	KALBE FARMA TBK PT	41,800	1,540.00	64,372,000.00
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	4,700	4,490.00	21,103,000.00
	PAKUWON JATI TBK PT	45,300	610.00	27,633,000.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	21,500	2,030.00	43,645,000.00
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	5,600	11,100.00	62,160,000.00
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	11,100	1,830.00	20,313,000.00
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	143,800	3,950.00	568,010,000.00
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	4,000	4,040.00	16,160,000.00
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	3,200	41,300.00	132,160,000.00
	UNITED TRACTORS TBK PT	3,500	34,400.00	120,400,000.00
	WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	8,800	1,630.00	14,344,000.00
インドネシア・ルピア 小計	732,800		4,069,553,000.00 (31,742,513)	
オフショア・人 民元	CHINA MERCHANTS BANK-A	800	28.95	23,160.00
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	100	569.02	56,902.00

	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	400	65.72	26,288.00	
オフショア・人民元 小計		1,300		106,350.00 (1,727,124)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	498	33,480.00	16,673,040.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	1,206	33,400.00	40,280,400.00	
	CEMENTOS ARGOS SA	871	7,140.00	6,218,940.00	
	ECOPETROL SA	12,689	3,190.00	40,477,910.00	
	GRUPO ARGOS SA	540	16,100.00	8,694,000.00	
	GRUPO AVAL ACCIONES SA -PF	7,675	1,175.00	9,018,125.00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA	521	33,000.00	17,193,000.00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA-PF	239	31,460.00	7,518,940.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	814	13,120.00	10,679,680.00	
コロンビア・ペソ 小計		25,053		156,754,035.00 (5,564,768)	
タイ・バーツ	ADVANCED INFO SERVICE-FOR RG	2,800	180.50	505,400.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR	12,500	65.25	815,625.00	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	500	206.00	103,000.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVICE-F	7,400	25.00	185,000.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO-FOREIGN	14,400	8.65	124,560.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-FOR REG	3,800	17.50	66,500.00	
	BERLI JUCKER PUB CO-FORGN	2,400	51.00	122,400.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	11,100	9.40	104,340.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL-FOREIGN	600	188.50	113,100.00	
	CENTRAL PATTANA PUB CO-FOREI	3,000	74.25	222,750.00	
	CHAROEN POKPHAND FOOD-FORGN	5,800	25.00	145,000.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	14,200	69.50	986,900.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	1,000	69.00	69,000.00	
	ELECTRICITY GEN PUB CO-FOR R	200	236.00	47,200.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	2,200	49.00	107,800.00	
	GLOW ENERGY PCL - FOREIGN	1,000	87.50	87,500.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-FOR	7,400	15.00	111,000.00	
	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	3,000	54.50	163,500.00	
	IRPC PCL - FOREIGN	18,400	5.75	105,800.00	
	KASIKORN BANK PCL-FOREIGN	5,400	196.50	1,061,100.00	
	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	6,700	19.80	132,660.00	

LAND & HOUSES PUB CO-FOR REG	8,700	10.20	88,740.00	
MINOR INTERNATIONAL PCL-FOR	4,100	35.00	143,500.00	
PTT EXPLORATION & PROD-FOR	3,700	132.50	490,250.00	
PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOR	5,900	77.75	458,725.00	
PTT PCL/FOREIGN	32,000	48.75	1,560,000.00	
ROBINSON PCL-FOREIGN	1,000	67.50	67,500.00	
SIAM CEMENT PUB CO-FOR REG	900	440.00	396,000.00	
SIAM COMMERCIAL BANK-FOR REG	5,200	136.50	709,800.00	
THAI OIL PCL-FRGN	2,400	76.25	183,000.00	
THAI UNION GROUP PCL-F	3,700	18.40	68,080.00	
TMB BANK PUBLIC CORP-FOREIGN	27,100	2.32	62,872.00	
TRUE CORP PCL-FOREIGN	20,200	5.85	118,170.00	
タイ・バーツ 小計	238,700		9,726,772.00 (33,168,292)	
チェコ・コルナ	CEZ AS	387	559.00	216,333.00
	KOMERCNI BANKA AS	188	907.00	170,516.00
	MONETA MONEY BANK AS	1,124	79.15	88,964.60
	TELEFONICA CZECH REPUBLIC AS	169	226.00	38,194.00
チェコ・コルナ 小計	1,868		514,007.60 (2,549,477)	
チリ・ペソ	AGUAS ANDINAS SA-A	4,650	386.24	1,796,016.00
	BANCO DE CHILE	68,939	98.60	6,797,385.40
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	6	2,395.40	14,372.40
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	79	43,967.00	3,473,393.00
	BANCO SANTANDER CHILE	178,052	52.49	9,345,949.48
	CENCOSUD SA	2,743	1,359.50	3,729,108.50
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	273	8,430.00	2,301,390.00
	COLBUN SA	13,714	138.67	1,901,720.38
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	470	2,420.10	1,137,447.00
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	269	5,510.40	1,482,297.60
	EMPRESAS CMPC SA	2,486	2,462.30	6,121,277.80
	EMPRESAS COPEC SA	927	9,774.30	9,060,776.10
	ENEL CHILE SA	60,487	63.22	3,823,988.14
	ENERESIS SA	58,878	111.29	6,552,532.62
	ITAU CORPBANCA	257,531	6.36	1,639,957.40
	LATAM AIRLINES GROUP SA	613	6,398.90	3,922,525.70
	S.A.C.I. FALABELLA	1,858	5,225.80	9,709,536.40
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	314	29,487.00	9,258,918.00
チリ・ペソ 小計	652,289		82,068,591.92 (13,828,557)	
トルコ・リラ	AKBANK T.A.S.	4,636	7.49	34,723.64
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	403	20.64	8,317.92
	ARCELIK AS	433	15.39	6,663.87

ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	380	26.94	10,237.20	
BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	437	83.05	36,292.85	
COCA-COLA ICECEK AS	152	28.06	4,265.12	
EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	2,891	8.76	25,325.16	
FORD OTOMOTIV SANAYI AS	157	53.90	8,462.30	
HACI OMER SABANCI HOLDING	1,803	7.82	14,099.46	
KOC HOLDING AS	1,525	15.00	22,875.00	
PETKIM PETROKIMYA HOLDING AS	1,378	5.15	7,096.70	
TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	294	26.06	7,661.64	
TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	271	16.97	4,598.87	
TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	254	125.10	31,775.40	
TURK HAVA YOLLARI AO	997	16.35	16,300.95	
TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	1,339	5.18	6,936.02	
TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	2,283	12.09	27,601.47	
TURKIYE GARANTI BANKASI	4,865	8.09	39,357.85	
TURKIYE HALK BANKASI	1,174	7.15	8,394.10	
TURKIYE IS BANKASI-C	3,028	4.09	12,384.52	
TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	1,413	3.67	5,185.71	
ULKER BISKUVI SANAYI AS	304	15.37	4,672.48	
YAPI VE KREDI BANKASI	1,678	1.65	2,768.70	
トルコ・リラ 小計	32,095		345,996.93 (7,335,135)	
ハンガリー・ フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	623	3,096.00	1,928,808.00
	OTP BANK RT	665	11,450.00	7,614,250.00
	RICHTER GEDEON NYRT	280	5,325.00	1,491,000.00
ハンガリー・フォリント 小計	1,568		11,034,058.00 (4,430,174)	
フィリピン・ペ ソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	3,670	46.85	171,939.50
	ABOITIZ POWER CORP	2,800	32.50	91,000.00
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	7,500	10.76	80,700.00
	AYALA CORPORATION	535	945.50	505,842.50
	AYALA LAND INC	19,700	39.90	786,030.00
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	1,590	88.70	141,033.00
	BDO UNIBANK INC	5,360	129.70	695,192.00
	DMCI HOLDINGS INC	7,100	13.10	93,010.00
	GLOBE TELECOM INC	65	1,999.00	129,935.00
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	176	860.00	151,360.00
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	950	95.30	90,535.00
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	5,960	47.00	280,120.00

JOLLIBEE FOODS CORP	800	282.00	225,600.00	
MANILA ELECTRIC COMPANY	440	384.00	168,960.00	
MEGAWORLD CORP	22,900	4.62	105,798.00	
METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	28,100	4.65	130,665.00	
METROPOLITAN BANK & TRUST	1,280	72.15	92,352.00	
PLDT INC	165	1,236.00	203,940.00	
ROBINSONS LAND CO	3,400	21.00	71,400.00	
SECURITY BANK CORP	450	146.50	65,925.00	
SM INVESTMENTS CORP	495	928.00	459,360.00	
SM PRIME HOLDINGS INC	27,300	32.90	898,170.00	
UNIVERSAL ROBINA CORP	1,720	131.00	225,320.00	
フィリピン・ペソ 小計	142,456		5,864,187.00 (12,549,360)	
ブラジル・レアル	AMBEV SA	14,400	16.46	237,024.00
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	800	16.41	13,128.00
	BANCO BRADESCO S.A.	2,890	32.87	94,994.30
	BANCO BRADESCO SA-PREF	10,340	37.06	383,200.40
	BANCO DO BRASIL SA	2,400	44.10	105,840.00
	BANCO SANTANDER BRASIL SA/BRAZIL	1,000	42.76	42,760.00
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	1,500	26.64	39,960.00
	BM&FBOVESPA SA	6,000	26.26	157,560.00
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	1,800	12.25	22,050.00
	BRASKEM SA-PREF A	300	53.65	16,095.00
	BRF SA	1,000	20.16	20,160.00
	CCR SA	2,600	10.67	27,742.00
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	400	27.77	11,108.00
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	400	24.50	9,800.00
	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	300	80.71	24,213.00
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	1,700	11.65	19,805.00
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	600	27.75	16,650.00
	CIELO SA	2,700	9.26	25,002.00
	COSAN SA	300	33.67	10,101.00
	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	600	13.80	8,280.00
	EMBRAER SA	1,400	20.20	28,280.00
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	300	41.90	12,570.00
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	400	71.00	28,400.00
	FIBRIA CELULOSE SA	700	71.04	49,728.00
	GERDAU SA-PREF	2,200	16.15	35,530.00
	HYPERA S.A	600	29.75	17,850.00
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	300	72.89	21,867.00
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	9,900	52.72	521,928.00

ITAUSA - INVESTIMENTOS ITAU-PR	13,730	12.07	165,721.10	
JBS SA	1,600	10.85	17,360.00	
KLABIN SA - UNIT	1,900	17.40	33,060.00	
KROTON EDUCACIONAL SA	2,900	10.83	31,407.00	
LOCALIZA RENT A CAR	1,100	28.37	31,207.00	
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	1,500	17.79	26,685.00	
LOJAS RENNER S.A.	2,200	39.62	87,164.00	
M DIAS BRANCO SA	200	43.64	8,728.00	
MAGAZINE LUIZA SA	200	156.15	31,230.00	
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	600	22.57	13,542.00	
NATURA COSMETICOS SA	300	37.33	11,199.00	
ODONTOPREV S.A.	500	14.10	7,050.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS	8,500	28.03	238,255.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	12,000	26.00	312,000.00	
PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	800	23.46	18,768.00	
PORTO SEGURO SA	200	52.74	10,548.00	
RAIA DROGASIL SA	600	63.50	38,100.00	
RUMO SA	2,400	17.39	41,736.00	
SUL AMERICA SA - UNITS	400	24.84	9,936.00	
SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	1,200	37.40	44,880.00	
TELEF BRASIL	1,000	45.00	45,000.00	
TIM PARTICIPACOES SA	1,800	11.69	21,042.00	
ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	900	43.60	39,240.00	
VALE SA	9,667	55.37	535,261.79	
WEG SA	2,260	18.20	41,132.00	
ブラジル・リアル 小計	136,287		3,861,877.59 (115,624,615)	
ポーランド・ズロチ	ALIOR BANK SA	185	52.00	9,620.00
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	75	70.50	5,287.50
	BANK MILLENNIUM SA	1,249	9.30	11,615.70
	BANK PEKAO SA	472	102.55	48,403.60
	CCC SA	57	178.20	10,157.40
	CD PROJEKT SA	139	134.00	18,626.00
	CYFRONY POLSAT SA	430	21.68	9,322.40
	DINO POLSKA SA	96	85.00	8,160.00
	GRUPA AZOTY SA	89	26.40	2,349.60
	GRUPA LOTOS SA	178	74.86	13,325.08
	JASTRZĘBSKA SPOLKA WĘGLOWA S	101	77.56	7,833.56
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	291	91.24	26,550.84
	LPP SA	2	7,590.00	15,180.00
	MBANK SA	30	394.20	11,826.00
	ORANGE POLSKA SA	1,329	4.54	6,033.66
	PGE SA	1,780	12.19	21,698.20
	PKO BANK POLSKI SA	2,716	39.14	106,304.24
	PLAY COMMUNICATIONS SA	233	16.73	3,898.09
	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	855	101.80	87,039.00

POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	3,644	6.25	22,775.00	
POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	1,623	39.50	64,108.50	
SANTANDER BANK POLSKA S.A.	76	351.80	26,736.80	
ポーランド・ズロチ 小計	15,650		536,851.17 (15,992,796)	
マレーシア・リンギット	AIRASIA GROUP BERHAD	2,500	3.11	7,775.00
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BHD	2,000	3.90	7,800.00
	AMBANK HOLDINGS BHD	3,200	4.15	13,280.00
	ASTRO MALAYSIA HOLDINGS BHD	2,800	1.22	3,416.00
	AXIATA GROUP BERHAD	5,700	3.51	20,007.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	300	38.28	11,484.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	12,600	5.73	72,198.00
	DIALOG GROUP BHD	9,900	3.23	31,977.00
	DIGI.COM BHD	6,500	4.32	28,080.00
	FGV HOLDINGS BHD	2,900	1.21	3,509.00
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	300	33.40	10,020.00
	GAMUDA BHD	3,100	2.48	7,688.00
	GENTING BHD	4,500	6.95	31,275.00
	GENTING MALAYSIA BHD	5,900	3.61	21,299.00
	GENTING PLANTATIONS BHD	500	9.78	4,890.00
	HAP SENG CONSOLIDATED	1,100	9.90	10,890.00
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	2,600	6.20	16,120.00
	HONG LEONG BANK BERHAD	1,300	20.70	26,910.00
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	400	19.62	7,848.00
	IHH HEALTHCARE BHD	6,300	4.81	30,303.00
	IJM CORP BHD	5,200	1.73	8,996.00
	IOI CORPORATION BHD	4,400	4.33	19,052.00
	IOI PROPERTIES GROUP SDN BHD	3,500	1.69	5,915.00
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	1,100	24.90	27,390.00
	MALAYAN BANKING BHD	12,200	9.50	115,900.00
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	1,600	7.98	12,768.00
	MAXIS BHD	6,200	5.41	33,542.00
	MISC BHD	2,400	6.60	15,840.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	100	147.80	14,780.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	6,200	9.31	57,722.00
	PETRONAS DAGANGAN BHD	400	27.16	10,864.00
	PETRONAS GAS BHD	1,500	18.80	28,200.00
	PPB GROUP BERHAD	1,080	17.06	18,424.80
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	2,400	5.00	12,000.00
	PUBLIC BANK BHD	9,100	25.00	227,500.00
	RHB BANK BHD	1,600	5.19	8,304.00
	SIME DARBY BERHAD	4,800	2.41	11,568.00

SIME DARBY PLANTATION BHD	5,200	5.29	27,508.00	
SIME DARBY PROPERTY BHD	4,800	0.99	4,776.00	
SP SETIA BHD	2,300	2.14	4,922.00	
TELEKOM MALAYSIA BHD	2,200	2.26	4,972.00	
TENAGA NASIONAL BHD	9,700	14.86	144,142.00	
TOP GLOVE CORP BHD	3,000	5.78	17,340.00	
UMW HOLDINGS BHD	1,100	4.99	5,489.00	
WESTPORTS HOLDINGS BHD	1,800	3.73	6,714.00	
YTL CORPORATION BERHAD	8,340	1.14	9,507.60	
マレーシア・リンクット 小計	176,620		1,220,905.40 (32,842,355)	
メキシコ・ペソ	ALFA S.A.B.-A	6,300	21.41	134,883.00
	ALSEA SAB DE CV	1,100	47.55	52,305.00
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	102,300	13.59	1,390,257.00
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	1,000	105.09	105,090.00
	BANCO SANTANDER MEXICO-B	3,500	25.99	90,965.00
	CEMEX SAB-CPO	41,700	10.14	422,838.00
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	1,100	123.43	135,773.00
	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	300	131.51	39,453.00
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	6,000	174.11	1,044,660.00
	GRUMA S.A.B.-B	420	232.25	97,545.00
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	435	293.33	127,598.55
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	900	144.59	130,131.00
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	3,500	38.81	135,835.00
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	900	64.31	57,879.00
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	8,100	98.24	795,744.00
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	4,900	27.11	132,839.00
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	10,700	44.02	471,014.00
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	6,900	60.29	416,001.00
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	360	267.02	96,127.20
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA NOVA SAB DE CV	1,100	74.94	82,434.00
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	2,900	29.91	86,739.00
	MEXICHEM SAB DE CV-*	2,000	51.34	102,680.00
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	430	185.06	79,575.80
	WALMART DE MEXICO-SER V	14,900	49.77	741,573.00
メキシコ・ペソ 小計	221,745		6,969,939.55 (38,613,465)	
ユーロ FF GROUP	129	4.80	619.20	

HELLENIC TELECOMMUNICATIONS ORGANIZATION	793	10.20	8,088.60	
JUMBO SA	317	13.06	4,140.02	
MOTOR OIL (HELLAS) SA	250	20.25	5,062.50	
OPAP SA	662	8.15	5,398.61	
TITAN CEMENT CO. S.A.	175	19.76	3,458.00	
ユーロ 小計	2,326		26,766.93 (3,452,398)	
韓国・ウォン	AMOREPACIFIC CORP	79	158,000.00	12,482,000.00
	AMOREPACIFIC CORP-PREF	17	89,800.00	1,526,600.00
	AMOREPACIFIC GROUP	60	61,400.00	3,684,000.00
	BGF RETAIL CO LTD/NEW	15	177,500.00	2,662,500.00
	BNK FINANCIAL GROUP INC	506	7,830.00	3,961,980.00
	CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	73	77,500.00	5,657,500.00
	CELLTRION INC	247	229,000.00	56,563,000.00
	CELLTRION PHARM INC	34	69,600.00	2,366,400.00
	CHEIL WORLDWIDE INC	132	23,100.00	3,049,200.00
	CJ CHEILJEDANG CORP	15	352,500.00	5,287,500.00
	CJ CORP	28	129,500.00	3,626,000.00
	CJ ENM CO LTD	28	219,500.00	6,146,000.00
	CJ LOGISTICS	16	149,500.00	2,392,000.00
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	53	88,100.00	4,669,300.00
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	241	4,855.00	1,170,055.00
	DAUM COMMUNICATIONS CORP	133	107,000.00	14,231,000.00
	DB INSURANCE CO LTD	105	72,100.00	7,570,500.00
	DGB FINANCIAL GROUP INC	326	8,920.00	2,907,920.00
	DONGSUH COMPANIES INC	66	17,200.00	1,135,200.00
	DOOSAN BOBCAT INC	69	36,800.00	2,539,200.00
	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	102	10,650.00	1,086,300.00
	E-MART CO LTD	43	194,500.00	8,363,500.00
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	96	42,650.00	4,094,400.00
	GS HOLDINGS CORP	105	51,500.00	5,407,500.00
	GS RETAIL CO LTD	52	36,500.00	1,898,000.00
	HANA FINANCIAL GROUP	847	38,650.00	32,736,550.00
	HANKOOK TIRE CO LTD	158	43,300.00	6,841,400.00
	HANMI PHARM CO LTD	13	448,000.00	5,824,000.00
	HANMI SCIENCE CO LTD	25	72,500.00	1,812,500.00
	HANON SYSTEMS	373	10,600.00	3,953,800.00
	HANSSEM CO LTD	20	58,400.00	1,168,000.00
	HANWHA CHEMICAL CORP	221	17,850.00	3,944,850.00
	HANWHA CORPORATION	83	30,200.00	2,506,600.00
	HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	521	4,545.00	2,367,945.00
	HDC HYUNDAI DEVELOPMENT CO-E	67	41,100.00	2,753,700.00
	HLB INC	69	86,100.00	5,940,900.00
	HOTEL SHILLA CO LTD	61	85,400.00	5,209,400.00
	HYUNDAI DEPT STORE CO	26	92,000.00	2,392,000.00
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	207	54,000.00	11,178,000.00

HYUNDAI GLOVIS CO LTD	35	119,000.00	4,165,000.00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	101	134,500.00	13,584,500.00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	21	376,000.00	7,896,000.00	
HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	123	42,700.00	5,252,100.00	
HYUNDAI MOBIS	196	191,000.00	37,436,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	474	101,500.00	48,111,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	78	68,600.00	5,350,800.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	45	63,200.00	2,844,000.00	
HYUNDAI STEEL CO	165	44,100.00	7,276,500.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	531	14,900.00	7,911,900.00	
KANGWON LAND INC	241	30,250.00	7,290,250.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	1,213	46,900.00	56,889,700.00	
KCC CORP	11	280,000.00	3,080,000.00	
KEPCO PLANT SERVICE & ENGINE	44	29,250.00	1,287,000.00	
KIA MOTORS CORPORATION	656	29,700.00	19,483,200.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	144	33,050.00	4,759,200.00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	633	27,350.00	17,312,550.00	
KOREA GAS CORPORATION	54	50,200.00	2,710,800.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	83	68,700.00	5,702,100.00	
KOREA ZINC CO LTD	17	436,500.00	7,420,500.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	87	32,600.00	2,836,200.00	
KT&G CORP	334	100,000.00	33,400,000.00	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	35	89,800.00	3,143,000.00	
LG CHEM LTD	132	345,500.00	45,606,000.00	
LG CHEM LTD-PREFERENCE	15	196,500.00	2,947,500.00	
LG CORP	250	72,800.00	18,200,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	484	17,600.00	8,518,400.00	
LG ELECTRONICS INC	261	71,600.00	18,687,600.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	29	1,174,000.00	34,046,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH-PREF	4	694,000.00	2,776,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	28	101,000.00	2,828,000.00	
LG INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	284	13,650.00	3,876,600.00	
LG UPLUS CORP	567	15,450.00	8,760,150.00	
LOTTE CHEMICAL CORP	45	291,500.00	13,117,500.00	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	57	55,300.00	3,152,100.00	
LOTTE SHOPPING CO	22	227,000.00	4,994,000.00	
MEDY-TOX INC	8	557,200.00	4,457,600.00	
MIRAE ASSET DAEWOO CO LTD	785	6,800.00	5,338,000.00	
NAVER CORP	427	111,500.00	47,610,500.00	
NCSOFT CORPORATION	47	467,500.00	21,972,500.00	
NETMARBLE CORPORATION	58	123,000.00	7,134,000.00	

OCI CO LTD	32	98,300.00	3,145,600.00	
ORANGE LIFE INSURANCE, LTD.	65	31,950.00	2,076,750.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	43	100,000.00	4,300,000.00	
OTTOGI CORPORATION	2	712,000.00	1,424,000.00	
PEARL ABYSS CORP	13	187,300.00	2,434,900.00	
POSCO	239	260,500.00	62,259,500.00	
POSCO DAEWOO CORP	69	19,750.00	1,362,750.00	
S-1 CORPORATION	32	96,000.00	3,072,000.00	
S-OIL CORPORATION	94	111,500.00	10,481,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	44	334,500.00	14,718,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	217	104,000.00	22,568,000.00	
SAMSUNG CARD CO	58	33,250.00	1,928,500.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	140	114,500.00	16,030,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	14,637	43,650.00	638,905,050.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	2,604	35,850.00	93,353,400.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	349	18,000.00	6,282,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD	89	279,500.00	24,875,500.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	1,171	7,650.00	8,958,150.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	188	90,800.00	17,070,400.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	156	222,500.00	34,710,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	93	190,000.00	17,670,000.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	135	29,200.00	3,942,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	1,315	42,400.00	55,756,000.00	
SHINSEGAE CO LTD	14	290,000.00	4,060,000.00	
SILLAJEN INC	111	75,800.00	8,413,800.00	
SK HOLDINGS CO LTD	78	280,000.00	21,840,000.00	
SK HYNIX INC	1,771	69,800.00	123,615,800.00	
SK INNOVATION CO LTD	185	203,000.00	37,555,000.00	
SK TELECOM CO LTD	42	276,000.00	11,592,000.00	
STX PAN OCEAN CO LTD	417	4,475.00	1,866,075.00	
VIROMED CO LTD	30	201,700.00	6,051,000.00	
WOONGJIN COWAY CO LTD	109	74,400.00	8,109,600.00	
WOORI BANK	1,257	15,850.00	19,923,450.00	
YUHAN CORP	16	254,500.00	4,072,000.00	
韓国・ウォン 小計	39,971		2,106,694,175.00 (210,669,418)	
香港・ドル	3SB10 INC	2,500	12.38	30,950.00
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	2,000	56.00	112,000.00
	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	4,000	10.00	40,000.00
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	90,000	3.51	315,900.00
	AIR CHINA LIMITED-H	4,000	7.51	30,040.00
	ALIBABA HEALTH INFORMATION T	10,000	7.63	76,300.00

ALIBABA PICTURES GROUP LTD	20,000	1.19	23,800.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	6,000	2.99	17,940.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	2,000	6.37	12,740.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	4,000	39.85	159,400.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	3,000	36.35	109,050.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	4,000	5.94	23,760.00	
BAIC MOTOR CORP LTD-H	4,000	4.59	18,360.00	
BANK OF CHINA LTD - H	242,000	3.39	820,380.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	24,000	5.94	142,560.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	4,000	8.95	35,800.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	1,000	45.00	45,000.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	16,000	4.35	69,600.00	
BOC AVIATION LTD	500	62.30	31,150.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	8,000	6.89	55,120.00	
BYD CO LTD	1,500	58.50	87,750.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	1,000	11.26	11,260.00	
CGN POWER CO LTD-H	20,000	1.97	39,400.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	18,000	2.07	37,260.00	
CHINA CITIC BANK	24,000	5.04	120,960.00	
CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	10,000	7.90	79,000.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	4,000	7.05	28,200.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	4,500	23.45	105,525.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	293,000	6.56	1,922,080.00	
CHINA COSCO HOLDINGS-H	5,500	3.16	17,380.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	5,000	3.53	17,650.00	
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	9,000	7.12	64,080.00	
CHINA EVERBRIGHT LTD	2,000	14.86	29,720.00	
CHINA EVERGRANDE GROUP	7,000	20.00	140,000.00	
CHINA FIRST CAPITAL GROUP LT	8,000	3.17	25,360.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	6,500	4.28	27,820.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	5,200	25.75	133,900.00	
CHINA HUARONG ASSET MANAGE-H	21,000	1.61	33,810.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	2,400	14.88	35,712.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	12,000	3.64	43,680.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	23,000	16.88	388,240.00	
CHINA LITERATURE LTD	400	46.45	18,580.00	

CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	6,000	5.98	35,880.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	3,000	9.67	29,010.00	
CHINA MENNIU DAIRY CO	8,000	24.45	195,600.00	
CHINA MERCHANTS BANK - H	12,000	31.80	381,600.00	
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	4,000	14.92	59,680.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	14,400	5.87	84,528.00	
CHINA MOBILE LTD/HK	18,500	77.25	1,429,125.00	
CHINA MOLYBDENUM CO LTD-H	6,000	3.23	19,380.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	8,000	5.89	47,120.00	
CHINA OILFIELD SERVICES-H	4,000	7.21	28,840.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	12,000	27.50	330,000.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	7,600	30.20	229,520.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	78,000	6.77	528,060.00	
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	14,000	17.10	239,400.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	10,000	1.82	18,200.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	9,000	7.70	69,300.00	
CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	4,000	10.88	43,520.00	
CHINA REINSURANCE GROUP CO-H	13,000	1.56	20,280.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	4,000	29.75	119,000.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	6,000	7.12	42,720.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	2,000	29.45	58,900.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	10,000	29.80	298,000.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	4,000	12.30	49,200.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	4,000	14.84	59,360.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	10,000	18.68	186,800.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	4,000	5.28	21,120.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	4,000	6.29	25,160.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	4,400	26.25	115,500.00	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	42,000	4.15	174,300.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	90,000	1.18	106,200.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	6,000	5.39	32,340.00	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	18,000	8.85	159,300.00	

CHINA VANKE CO LTD-H	2,600	28.00	72,800.00	
CHONG SING HOLDINGS FINTECH	40,000	0.23	9,400.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	5,000	4.55	22,750.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	8,000	3.69	29,520.00	
CITIC LTD	16,000	12.48	199,680.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	5,000	15.22	76,100.00	
CNOOC LTD	54,000	13.34	720,360.00	
COSCO PACIFIC LTD	2,000	7.97	15,940.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	23,000	9.38	215,740.00	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	3,000	11.64	34,920.00	
CRRC CORP LTD H	9,000	7.31	65,790.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	4,500	6.06	27,270.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	8,000	7.75	62,000.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	2,000	69.95	139,900.00	
FAR EAST HORIZON LTD	4,000	7.68	30,720.00	
FOSUN INTERNATIONAL	5,500	12.86	70,730.00	
FULLSHARE HOLDINGS LTD	12,500	3.09	38,625.00	
FUTURE LAND DEVELOPMENT HOLD	4,000	4.85	19,400.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	800	25.35	20,280.00	
GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	25,000	0.54	13,500.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	15,000	15.16	227,400.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	2,000	14.46	28,920.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	3,000	11.98	35,940.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	20,000	0.68	13,600.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	6,500	4.83	31,395.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	2,000	6.16	12,320.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	8,000	14.42	115,360.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	5,600	8.06	45,136.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	1,600	11.98	19,168.00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-H	1,400	16.94	23,716.00	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	3,000	18.40	55,200.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	1,000	17.14	17,140.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	6,800	8.60	58,480.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	2,000	63.05	126,100.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	1,000	16.12	16,120.00	

HUANENG POWER INTL INC-H	8,000	4.85	38,800.00	
HUANENG RENEWABLES CORP-H	8,000	2.38	19,040.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	3,400	13.92	47,328.00	
IND & COMM BK OF CHINA - H	210,000	5.45	1,144,500.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	2,000	10.80	21,600.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	2,000	9.37	18,740.00	
JIAYUAN INTERNATIONAL GROUP	2,000	14.96	29,920.00	
KINGBOARD HOLDINGS LIMITED	2,000	22.45	44,900.00	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	2,500	6.80	17,000.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	4,000	7.64	30,560.00	
KINGSOFT CORP LTD	1,000	12.84	12,840.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	6,000	9.31	55,860.00	
KWG GROUP HOLDINGS LTD	6,500	6.51	42,315.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	3,000	6.98	20,940.00	
LEGEND GROUP LTD	18,000	5.86	105,480.00	
LEGEND HOLDINGS CORP-H	1,000	23.50	23,500.00	
LOGAN PROPERTY HOLDINGS CO L	4,000	8.55	34,200.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	4,000	21.70	86,800.00	
LUYE PHARMA GROUP LTD	2,500	6.45	16,125.00	
MEITU INC	2,500	4.35	10,875.00	
MMG LTD	4,000	3.65	14,600.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	2,200	36.50	80,300.00	
NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	2,000	11.86	23,720.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	3,000	7.95	23,850.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	15,000	3.50	52,500.00	
PETROCHINA CO LTD-H	64,000	5.67	362,880.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	19,000	8.20	155,800.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	16,000	76.80	1,228,800.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	7,000	4.58	32,060.00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	6,000	6.85	41,100.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	4,000	7.46	29,840.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	4,000	2.76	11,040.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	1,000	28.35	28,350.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	1,000	17.54	17,540.00	

SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	1,300	19.12	24,856.00	
SHENZHEN INTL HOLDINGS	2,000	15.34	30,680.00	
SHENZHEN INVESTMENT LTD	8,000	2.55	20,400.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	2,000	94.90	189,800.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	3,000	18.50	55,500.00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	8,000	1.73	13,840.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	18,000	7.51	135,180.00	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	6,000	3.43	20,580.00	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	3,000	7.18	21,540.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	6,000	3.70	22,200.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	2,800	39.20	109,760.00	
SOHO CHINA LTD	4,500	3.08	13,860.00	
SSY GROUP LTD	4,000	8.21	32,840.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	5,500	9.12	50,160.00	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	6,000	25.05	150,300.00	
SUNNY OPTICAL TECH	2,100	77.60	162,960.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	17,400	291.20	5,066,880.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	4,000	13.22	52,880.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	2,000	20.20	40,400.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	3,000	7.72	23,160.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	11,000	5.58	61,380.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	3,000	8.68	26,040.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	1,500	67.70	101,550.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	6,000	3.05	18,300.00	
YANZHOU COAL MINING CO-H	4,000	7.73	30,920.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	16,000	1.40	22,400.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	3,500	7.06	24,710.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	2,000	6.35	12,700.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	1,000	15.10	15,100.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	1,200	43.15	51,780.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	18,000	2.89	52,020.00	
ZTE CORP-H	1,200	16.46	19,752.00	
香港・ドル 小計	2,304,300		24,123,711.00 (346,898,964)	
台湾・ドル	ACER INC	5,000	19.50	97,500.00
	ADVANTECH CO LTD	1,000	226.00	226,000.00
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	10,000	59.70	597,000.00

ASIA CEMENT CORP	4,000	33.65	134,600.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	2,000	215.00	430,000.00	
AU OPTRONICS CORP	17,000	12.75	216,750.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	2,000	264.00	528,000.00	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	25,000	51.00	1,275,000.00	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	3,040	94.70	287,888.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	11,440	18.00	205,920.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	4,000	40.00	160,000.00	
CHICONY ELECTRONICS CO LTD	1,005	61.10	61,405.50	
CHINA AIRLINES LTD	4,000	10.30	41,200.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	37,000	10.05	371,850.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	5,300	30.00	159,000.00	
CHINA STEEL CORP	37,000	24.50	906,500.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	13,000	106.50	1,384,500.00	
COMPAL ELECTRONICS	8,000	17.70	141,600.00	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	55,000	21.35	1,174,250.00	
DELTA ELECTRONICS INC	7,000	127.50	892,500.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	31,164	21.15	659,118.60	
EVA AIRWAYS CORP	3,150	14.80	46,620.00	
EVERGREEN MARINE	3,150	11.70	36,855.00	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	6,000	29.45	176,700.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	4,000	73.90	295,600.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	1,000	192.00	192,000.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	27,270	20.45	557,671.50	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	10,000	108.00	1,080,000.00	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	3,000	115.00	345,000.00	
FORMOSA PLASTICS CORP	14,000	102.00	1,428,000.00	
FORMOSA TAFFETA CO.	1,000	34.00	34,000.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	2,000	62.50	125,000.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	20,000	51.50	1,030,000.00	
GIANT MANUFACTURING	1,000	147.50	147,500.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	1,000	296.00	296,000.00	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	2,000	46.45	92,900.00	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	1,000	228.00	228,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	35,200	73.40	2,583,680.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	1,000	231.00	231,000.00	
HTC CORP	1,000	41.85	41,850.00	

HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	21,720	17.80	386,616.00	
INNOLUX CORPORATION	18,000	10.25	184,500.00	
INVENTEC CO LTD	4,000	22.55	90,200.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	4,000	38.70	154,800.00	
MACRONIX INTERNATIONAL	3,060	18.95	57,987.00	
MEDIATEK INC	5,000	223.50	1,117,500.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	32,000	26.50	848,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	1,000	65.50	65,500.00	
NAN YA PLASTICS CORP	15,000	78.80	1,182,000.00	
NANYA TECHNOLOGY CORP	2,000	57.50	115,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	2,000	129.00	258,000.00	
PEGATRON CORP	4,000	52.50	210,000.00	
POU CHEN	4,000	33.35	133,400.00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	1,000	70.90	70,900.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	2,000	320.00	640,000.00	
QUANTA COMPUTER INC	7,000	49.65	347,550.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	1,000	126.50	126,500.00	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	1,200	47.25	56,700.00	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	600	84.20	50,520.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	17,244	10.30	177,613.20	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	24,480	10.80	264,384.00	
STANDARD FOODS CORP	1,000	48.80	48,800.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	2,000	33.75	67,500.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	27,931	13.95	389,637.45	
TAIWAN BUSINESS BANK	8,320	10.75	89,440.00	
TAIWAN CEMENT	11,800	36.50	430,700.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	24,510	18.00	441,180.00	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	3,000	32.85	98,550.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	4,000	109.50	438,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	75,000	222.00	16,650,000.00	
TECO ELECTRIC & MACHINERY	3,000	17.00	51,000.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	15,000	76.20	1,143,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	31,000	11.10	344,100.00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	2,000	60.10	120,200.00	
WALSIN TECHNOLOGY CORP	1,000	166.50	166,500.00	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	1,000	102.00	102,000.00	
WINBOND ELECTRONICS CORP	5,000	13.95	69,750.00	
WISTRON CORP	5,146	19.70	101,376.20	

WPG HOLDINGS LTD	2,760	37.30	102,948.00	
YAGEO CORPORATION	1,000	317.50	317,500.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	22,000	15.80	347,600.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	1,000	78.10	78,100.00	
台湾・ドル 小計	837,490		47,054,510.45 (171,278,418)	
南アフリカ・ランド	ABSA GROUP LTD	2,216	159.13	352,632.08
	ANGLO PLATINUM LTD	142	479.28	68,057.76
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	948	139.10	131,866.80
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	961	150.03	144,178.83
	BID CORP LTD	879	283.13	248,871.27
	BIDVEST GROUP LTD	883	197.42	174,321.86
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	86	1,102.96	94,854.56
	CLICKS GROUP LTD	552	186.48	102,936.96
	CORONATION FUND MANAGERS LTD	445	44.88	19,971.60
	DISCOVERY HOLDINGS LIMITED	746	165.20	123,239.20
	EXXARO RESOURCES LTD	481	152.56	73,381.36
	FIRSTRAND LTD	10,343	69.05	714,184.15
	GOLD FIELDS LTD	1,963	41.80	82,053.40
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	306	143.00	43,758.00
	INVESTEC LTD	523	90.99	47,587.77
	KUMBA IRON ORE LTD	123	298.00	36,654.00
	LIBERTY HOLDINGS LTD	231	108.60	25,086.60
	LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	2,421	25.07	60,694.47
	MMI HOLDINGS LTD	1,761	18.50	32,578.50
	MONDI LTD	237	324.31	76,861.47
	MR PRICE GROUP LTD	673	233.83	157,367.59
	MTN GROUP LTD	4,827	85.11	410,825.97
	NASPERS LTD-N SHS	1,332	2,825.00	3,762,900.00
	NEDBANK GROUP LTD	1,028	265.46	272,892.88
	NEPI ROCKCASTLE PLC	791	117.50	92,942.50
	NETWORK HEALTHCARE HOLDINGS	1,837	25.70	47,210.90
	OLD MUTUAL LTD	15,106	23.32	352,271.92
	PICK N PAY STORES LTD	671	69.13	46,386.23
	PIONEER FOODS GROUP LTD	244	78.29	19,102.76
	PSG GROUP LTD	405	235.37	95,324.85
	RAND MERCHANT INVESTMENT HOL	1,292	36.65	47,351.80
	REINET INVESTMENTS SCA	328	209.37	68,673.36
	REMGRO LTD	1,311	201.30	263,904.30
	RMB HOLDINGS LTD	1,472	80.31	118,216.32
	SANLAM LIMITED	5,295	78.76	417,034.20
	SAPPI LIMITED	1,124	82.49	92,718.76
	SASOL LTD	1,683	442.00	743,886.00
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	1,161	191.05	221,809.05
	SPAR GROUP LIMITED/THE	354	179.00	63,366.00
	STANDARD BANK GROUP LTD	3,959	171.70	679,760.30
	TELKOM SA SOC LTD	465	55.75	25,923.75

THE FOSCHINI GROUP LTD	452	164.56	74,381.12	
TIGER BRANDS LTD	338	278.00	93,964.00	
TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	891	83.77	74,639.07	
VODACOM GROUP LTD	1,596	122.02	194,743.92	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	2,023	53.62	108,473.26	
南アフリカ・ランド 小計	76,905		11,199,841.45 (89,822,728)	
合計	5,848,023		1,453,862,370 (1,453,862,370)	

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI QATAR CP ETF	9,140.00	172,746.00	
		ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF	7,204.00	108,204.08	
	アメリカ・ドル 小計		16,344.00	280,950.08 (31,654,646)	
投資信託受益証券	合計			280,950.08 (31,654,646)	
投資証券	トルコ・リラ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	3,872.00	6,504.96	
		トルコ・リラ 小計	3,872.00	6,504.96 (137,905)	
	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	8,900.00	194,910.00	
		メキシコ・ペソ 小計	8,900.00	194,910.00 (1,079,801)	
	南アフリカ・ランド	FORTRESS REIT LTD-A	1,927.00	33,125.13	
		FORTRESS REIT LTD-B	1,865.00	28,385.30	
		GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	6,665.00	158,027.15	
		HYPROP INVESTMENTS LTD-UTS	485.00	43,223.20	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	14,324.00	143,812.96	
		RESILIENT REIT LTD	631.00	39,753.00	
	南アフリカ・ランド 小計		25,897.00	446,326.74 (3,579,540)	
投資証券 合計				4,797,246 (4,797,246)	
合計				36,451,892 (36,451,892)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。 ( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (注)3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	組入投資信託受益証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 43銘柄 投資信託 受益証券 2銘柄	11.09% -%	-% -%	-% 1.93%	14.34%
インド・ルピー	株式 79銘柄	8.15%	-%	-%	8.97%
インドネシア・ルピア	株式 28銘柄	1.93%	-%	-%	2.13%
オフショア・人民元	株式 3銘柄	0.11%	-%	-%	0.12%
コロンビア・ペソ	株式 9銘柄	0.34%	-%	-%	0.37%
タイ・バーツ	株式 33銘柄	2.02%	-%	-%	2.23%
チェコ・コルナ	株式 4銘柄	0.16%	-%	-%	0.17%
チリ・ペソ	株式 18銘柄	0.84%	-%	-%	0.93%
トルコ・リラ	株式 23銘柄 投資証券 1銘柄	0.45% -%	-% 0.01%	-% -%	0.50%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.27%	-%	-%	0.30%
フィリピン・ペソ	株式 23銘柄	0.76%	-%	-%	0.84%
ブラジル・レアル	株式 53銘柄	7.04%	-%	-%	7.76%
ポーランド・ズロチ	株式 22銘柄	0.97%	-%	-%	1.07%
マレーシア・リンギット	株式 46銘柄	2.00%	-%	-%	2.20%
メキシコ・ペソ	株式 24銘柄 投資証券 1銘柄	2.35% -%	-% 0.07%	-% -%	2.66%
ユーロ	株式 6銘柄	0.21%	-%	-%	0.23%
韓国・ウォン	株式 114銘柄	12.83%	-%	-%	14.14%
香港・ドル	株式 175銘柄	21.13%	-%	-%	23.28%
台湾・ドル	株式 82銘柄	10.43%	-%	-%	11.49%
南アフリカ・ランド	株式 46銘柄 投資証券 6銘柄	5.47% -%	-% 0.22%	-% -%	6.27%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2018年11月21日から2019年5月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 【&lt;購入・換金手数料なし&gt;ニッセイ新興国株式インデックスファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2018年11月20日現在)	第2期中間計算期間 (2019年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	312,383	6,629
コール・ローン	434,620	806,856
親投資信託受益証券	695,397,018	940,650,003
未収入金	16,470,290	1,604,575
<b>流動資産合計</b>	<b>712,614,311</b>	<b>943,068,063</b>
<b>資産合計</b>	<b>712,614,311</b>	<b>943,068,063</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	16,441,987	1,567,420
未払受託者報酬	62,965	91,199
未払委託者報酬	685,083	770,969
その他未払費用	31,421	4,474
<b>流動負債合計</b>	<b>17,221,456</b>	<b>2,434,062</b>
<b>負債合計</b>	<b>17,221,456</b>	<b>2,434,062</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	782,938,537	1,067,451,592
剰余金		
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>87,545,682</b>	<b>126,817,591</b>
<b>純資産合計</b>	<b>695,392,855</b>	<b>940,634,001</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>712,614,311</b>	<b>943,068,063</b>

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自2017年10月13日 至2018年 4月12日)	第2期中間計算期間 (自2018年11月21日 至2019年 5月20日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	9,749,908	11,178,256
<b>営業収益合計</b>	<b>9,749,908</b>	<b>11,178,256</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2	60
受託者報酬	25,118	91,199
委託者報酬	401,131	770,969
その他費用	12,495	4,479
<b>営業費用合計</b>	<b>438,746</b>	<b>866,707</b>
<b>営業利益又は営業損失（）</b>	<b>10,188,654</b>	<b>12,044,963</b>
<b>経常利益又は経常損失（）</b>	<b>10,188,654</b>	<b>12,044,963</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（）</b>	<b>10,188,654</b>	<b>12,044,963</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（）	193,307	4,856,351
期首剩余金又は期首次損金（）	-	87,545,682
<b>剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>11,373,655</b>	<b>17,059,777</b>
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	17,059,777
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	11,373,655	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,318,481	39,430,372
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	3,318,481	-
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	39,430,372
<b>中間剩余金又は中間欠損金（）</b>	<b>2,326,787</b>	<b>126,817,591</b>

( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

( 中間貸借対照表に関する注記 )

項目	第1期 ( 2018年11月20日現在 )	第2期中間計算期間 ( 2019年5月20日現在 )
1 . 受益権総口数	782,938,537口	1,067,451,592口
2 . 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	87,545,682円	126,817,591円
3 . 1口当たり純資産額 ( 1万口当たり純資産額 )	0.8882円 ( 8,882円 )	0.8812円 ( 8,812円 )

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 ( 2018年11月20日現在 )	第2期中間計算期間 ( 2019年5月20日現在 )
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) にて記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

( 有価証券に関する注記 )

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）  
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第1期 (2018年11月20日現在)	第2期中間計算期間 (2019年5月20日現在)
期首元本額	1,000,000円	782,938,537円
期中追加設定元本額	1,075,412,486円	439,121,794円
期中一部解約元本額	293,473,949円	154,608,739円

## &lt;参考&gt;

開示対象ファンド（<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド）は、「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

## 「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(2018年11月20日現在)	(2019年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	30,054,694	45,283,003
金銭信託	39,227,272	779,735
コール・ローン	54,577,078	94,902,634
株式	1,453,862,370	1,611,153,939
投資信託受益証券	31,654,646	32,893,243
投資証券	4,797,246	4,950,394
派生商品評価勘定	1,617,697	471,610
未収入金	2,944,034	332,074
未収配当金	964,063	2,367,149
差入委託証拠金	42,137,115	66,935,254
流動資産合計	1,661,836,215	1,860,069,035
資産合計	1,661,836,215	1,860,069,035
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,465,541	12,120,050
未払金	2,216,650	1,576,730
未払解約金	16,580,249	3,398,829
その他未払費用	1,401	648
流動負債合計	20,263,841	17,096,257
負債合計	20,263,841	17,096,257
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,844,866,571	2,085,456,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	203,294,197	242,483,539
純資産合計	1,641,572,374	1,842,972,778
負債純資産合計	1,661,836,215	1,860,069,035

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<b>株式</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	<b>投資信託受益証券</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	<b>投資証券</b> 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<b>先物取引</b> 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
	<b>為替予約取引</b> 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3 . 収益及び費用の計上基準	<b>受取配当金</b> 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<b>外貨建取引等の処理基準</b> 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

### （貸借対照表に関する注記）

項目	( 2018年11月20日現在 )	( 2019年5月20日現在 )
1 . 受益権総口数	1,844,866,571口	2,085,456,317口
2 . 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額元本の欠損	203,294,197円	242,483,539円
3 . 1口当たり純資産額 ( 1万口当たり純資産額 )	0.8898円 ( 8,898円 )	0.8837円 ( 8,837円 )

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	( 2018年11月20日現在 )	( 2019年5月20日現在 )
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 . 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券            (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引            (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)  
デリバティブ取引

通貨関連

種類	(2018年11月20日 現在)			(2019年5月20日 現在)		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
うち 1年超				うち 1年超		
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売 建	11,813,763	-	11,808,376	5,387	10,574	-
アメリカ・ドル	11,810,532	-	11,805,150	5,382	-	-
タイ・バーツ	-	-	-	-	10,574	-
マレーシア・リンギット	3,231	-	3,226	5	-	-
買 建	85,895,742	-	85,000,313	895,429	91,493,784	-
アメリカ・ドル	85,895,742	-	85,000,313	895,429	91,493,784	-
合計	97,709,505	-	96,808,689	890,042	91,504,358	-
					91,974,005	469,709

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	(2018年11月20日 現在)			(2019年5月20日 現在)		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
うち 1年超				うち 1年超		
市場取引						
先物取引						
買 建	143,158,502	-	144,200,699	1,042,197	202,891,275	-
合計	143,158,502	-	144,200,699	1,042,197	202,891,275	-
				190,773,126	12,118,149	

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(2018年11月20日現在)	(2019年5月20日現在)
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	999,307,755円	1,844,866,571円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,154,053,606円	466,442,046円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	308,494,790円	225,852,300円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	995,014,308円	936,981,569円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド	781,520,587円	1,064,444,951円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式）	46,427,320円	45,863,868円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	3,257,038円	4,386,454円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	1,176,052円	1,411,225円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド（8資産均等型）	17,471,266円	26,002,872円
D C ニッセイ新興国株式インデックス	- 円	6,365,378円
計	1,844,866,571円	2,085,456,317円

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド」 (2019年5月31日現在)

資産総額	968,466,316円
負債総額	617,420円
純資産総額( - )	967,848,896円
発行済数量	1,110,212,353口
1口当たり純資産額( / )	0.8718円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2019年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門を中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 (単位：億円)
追加型株式投資信託	394	58,897
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	102	23,975
単位型公社債投資信託	2	85
合計	498	82,957

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、  
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

( 1 ) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 ( 2018年3月31日 )	当事業年度 ( 2019年3月31日 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	19,824,114	18,401,863
有価証券	7,102,076	8,008,550
前払費用	421,985	608,442
未収委託者報酬	4,433,940	4,705,229
未収運用受託報酬	1,806,719	1,911,554
未収投資助言報酬	101,471	168,445
その他	323,490	31,744
<b>流動資産合計</b>	<b>34,013,799</b>	<b>33,835,830</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	1	82,291
車両	1	4,900
器具備品	1	94,283
<b>有形固定資産合計</b>	<b>181,475</b>	<b>171,187</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		889,998
ソフトウェア仮勘定		44,035
その他		8,013
<b>無形固定資産合計</b>		<b>942,047</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	34,455,496	36,902,679
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	14,723	167,886
差入保証金	299,871	293,513
繰延税金資産	778,580	1,066,925
その他	14,474	87,940
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>35,629,369</b>	<b>38,585,168</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>36,752,892</b>	<b>39,756,901</b>
<b>資産合計</b>	<b>70,766,691</b>	<b>73,592,732</b>

### 負債の部

#### 流動負債

預り金	70,706	65,641
未払収益分配金	3,465	6,368
未払手数料	1,700,145	1,736,084
未払運用委託報酬	703,881	702,648
未払投資助言報酬	771,152	723,039
その他未払金	437,257	461,392
未払費用	109,199	113,233
未払法人税等	2,548,634	1,996,248
賞与引当金	864,699	853,083
その他	377,984	289,152
<b>流動負債合計</b>	<b>7,587,128</b>	<b>6,946,893</b>

#### 固定負債

退職給付引当金	1,682,532	1,801,748
役員退職慰労引当金	18,200	22,500
<b>固定負債合計</b>	<b>1,700,732</b>	<b>1,824,248</b>
<b>負債合計</b>	<b>9,287,861</b>	<b>8,771,142</b>

### 純資産の部

#### 株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	41,733,107	45,192,421
利益剰余金合計	42,412,914	45,872,228
<b>株主資本合計</b>	<b>60,694,754</b>	<b>64,154,068</b>

#### 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	779,438	711,399
繰延ヘッジ損益	4,637	43,878
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>784,076</b>	<b>667,521</b>
<b>純資産合計</b>	<b>61,478,830</b>	<b>64,821,590</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>70,766,691</b>	<b>73,592,732</b>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	26,937,202	26,471,631
運用受託報酬	11,497,098	11,784,292
投資助言報酬	493,070	610,372
その他営業収益	-	16,907
<b>営業収益計</b>	<b>38,927,371</b>	<b>38,883,204</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	12,354,679	11,518,158
広告宣伝費	31,453	23,965
公告費	260	130
調査費	5,782,852	5,954,296
支払運用委託報酬	1,754,925	1,695,119
支払投資助言報酬	2,906,672	3,019,717
委託調査費	82,637	106,467
調査費	1,038,617	1,132,991
委託計算費	216,637	229,936
営業雑経費	794,505	812,655
通信費	45,726	49,932
印刷費	179,345	190,576
協会費	32,226	34,445
その他営業雑経費	537,207	537,701
<b>営業費用計</b>	<b>19,180,389</b>	<b>18,539,142</b>
<b>一般管理費</b>		
役員報酬	83,616	137,828
給料・手当	3,439,572	3,685,286
賞与引当金繰入額	864,584	851,086
賞与	248,146	279,376
福利厚生費	662,791	710,135
退職給付費用	330,209	311,969
役員退職慰労引当金繰入額	2,450	8,350
役員退職慰労金	-	150
その他人件費	148,712	151,765
不動産賃借料	630,692	673,220
その他不動産経費	26,725	30,378
交際費	26,650	29,832
旅費交通費	152,875	209,373
固定資産減価償却費	396,898	405,606
租税公課	332,001	325,740
業務委託費	223,322	261,111
器具備品費	282,137	332,440
保険料	54,193	52,393
寄付金	162	-
諸経費	175,371	189,822
<b>一般管理費計</b>	<b>8,081,115</b>	<b>8,645,865</b>
<b>営業利益</b>	<b>11,665,865</b>	<b>11,698,196</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	165	573
有価証券利息	33,950	24,008

受取配当金	176,877	124,674
金融派生商品収益	-	35,286
為替差益	-	22,977
時効成立償還金	27,718	-
その他営業外収益	13,552	14,395
営業外収益計	252,264	221,915
営業外費用		
為替差損	15,293	-
金融派生商品費用	-	20,127
控除対象外消費税	13,239	17,501
雑損失	27,789	-
その他営業外費用	657	1,080
営業外費用計	56,980	38,709
経常利益	11,861,150	11,881,403
特別利益		
投資有価証券売却益	201,537	655,395
投資有価証券償還益	31,108	46,876
固定資産売却益	1	169
特別利益計	232,815	702,272
特別損失		
投資有価証券売却損	107	81,265
投資有価証券償還損	15,469	68,047
固定資産除却損	2	5,271
事故損失賠償金	-	3
特別損失計	20,848	150,913
税引前当期純利益	12,073,117	12,432,761
法人税、住民税及び事業税	3,912,569	3,862,523
法人税等調整額	157,154	43,320
法人税等合計	3,755,414	3,905,844
当期純利益	8,317,703	8,526,917

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計				
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051			
当期変動額													
剩余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	5,278,000	5,278,000	5,278,000		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	8,317,703	8,317,703	8,317,703		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	3,039,703	3,039,703	3,039,703		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	812,844	-	812,844	58,467,896
当期変動額				
剩余金の配当	-	-	-	5,278,000
当期純利益	-	-	-	8,317,703
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,405	4,637	28,768	28,768
当期変動額合計	33,405	4,637	28,768	3,010,934
当期末残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本										株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754	
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	5,067,603	5,067,603	5,067,603
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	8,526,917	8,526,917	8,526,917
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	3,459,314	3,459,314	3,459,314
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,067,603
当期純利益	-	-	-	8,526,917
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,039	48,515	116,554	116,554
当期変動額合計	68,039	48,515	116,554	3,342,759
当期末残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590

## 注記事項

## (重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 )
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 . デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3 . 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~15年、車両6年、器具備品2~20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4 . 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 . ヘッジ会計の方法	<p><b>ヘッジ会計の方法</b></p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p><b>ヘッジ手段とヘッジ対象</b></p> <p>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物</li> <li>ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</li> </ul> <p><b>ヘッジ方針</b></p> <p>ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p><b>ヘッジ有効性評価の方法</b></p> <p>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によってあります。</p>
7 . 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
8 . 連結納税制度の適用を前提とした会計処理	<p>日本生命保険相互会社及び当社を含む一部の子会社は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。</p>

#### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」437,736千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」778,580千円に含めて表示しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

#### (2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物附属設備	313,759千円	325,809千円
車両	1,828	3,460
器具備品	469,355	474,339
計	784,943	803,609

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
車両	169千円	-

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
器具備品	5,271千円	623千円
ソフトウェア	-	465
計	5,271	1,089

3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

2019年3月19日開催の臨時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当財産の種類	投資有価証券
配当財産の帳簿価額	67,500千円
譲渡株数	1,350株
1株当たり配当額	-
基準日	2019年3月19日
効力発生日	2019年3月22日

(注)配当財産のすべてを普通株式(108千株)の唯一の株主である日本生命保険相互会社に対して割り当てることとしており、1株当たり配当額は定めておりません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2019年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	未定 千円
配当の原資	未定
1株当たり配当額	未定 円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っています。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2)を参照下さい)。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	19,824,114	19,824,114	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,102,076	7,115,800	13,723
投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,652,704	14,687,680	34,975
その他有価証券	19,735,292	19,735,292	-
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用され ているもの	103,394	103,394	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,401,863	18,401,863	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,199,830	2,205,940	6,109
その他有価証券	5,808,720	5,808,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,649,504	17,681,300	31,795
その他有価証券	19,253,174	19,253,174	-
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用されているもの	47,244	47,244	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### 有価証券

決算日の市場価格等によっております。

##### 投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

##### デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	67,500	-
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	19,824,114	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,100,000	14,650,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	2,896,071	14,413,880	2,089,902	299,797
合計	29,820,185	29,063,880	2,089,902	299,797

(注)投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	18,401,863	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	2,200,000	17,650,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	7,033,352	15,714,537	2,156,988	138,951
合計	27,635,215	33,364,537	2,156,988	138,951

(注)投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	15,606,746	15,660,060	53,313
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,606,746	15,660,060	53,313
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,148,033	6,143,420	4,613
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,148,033	6,143,420	4,613
合計		21,754,780	21,803,480	48,699

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	18,749,335	18,787,460	38,124
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,749,335	18,787,460	38,124
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,099,780	220
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,099,780	220
合計		19,849,335	19,887,240	37,904

## 2. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,824,610	5,803,679	20,930
	国債・地方債等	5,824,610	5,803,679	20,930
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	7,066,429	5,762,409	1,304,019
	小計	12,891,039	11,566,089	1,324,949
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,844,252	7,045,700	201,447
	小計	6,844,252	7,045,700	201,447
合計		19,735,292	18,611,789	1,123,502

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,808,720	5,801,046	7,673
	国債・地方債等	5,808,720	5,801,046	7,673
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	13,421,370	12,553,359	868,010
	小計	19,230,090	18,354,406	875,684
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,831,804	5,981,670	149,865
	小計	5,831,804	5,981,670	149,865
合計		25,061,894	24,336,076	725,818

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、当事業年度の貸借対照表計上額は-千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	344,430	201,537	107
合計	344,430	201,537	107

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,232,532	655,395	81,265
合計	2,232,532	655,395	81,265

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 株価指数先物関連

前事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	新興国株価指数先物売建	投資有価証券	1,022,464	-	31,858
合計			1,022,464	-	31,858

(注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連

前事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,988,812	-	71,536
合計			1,988,812	-	71,536

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,909,028	-	47,244
合計			1,909,028	-	47,244

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,519,642 千円
退職給付費用	248,707
退職給付の支払額	85,817
退職給付引当金の期末残高	1,682,532

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,682,532 千円
退職給付費用	229,805
退職給付の支払額	110,589
退職給付引当金の期末残高	1,801,748

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 229,805 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、58,788千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	264,770 千円	261,214 千円
未払事業税	138,553	119,420
退職給付引当金	515,191	551,695
税務上の繰延資産償却超過額	3,662	6,126
役員退職慰労引当金	5,572	6,889
投資有価証券評価差額	61,683	88,160
その他	48,864	62,896
小計	1,038,300	1,096,402
評価性引当額	47	9
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,038,253</b>	<b>1,096,393</b>
<b>繰延税金負債</b>		
繰延ヘッジ損益	2,021	-
特別分配金否認	9,827	5,022
投資有価証券評価差額	247,824	24,444
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>259,672</b>	<b>29,467</b>
<b>繰延税金資産(　は負債)の純額</b>	<b>778,580</b>	<b>1,066,925</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

**(関連当事者との取引)**

**1 関連当事者との取引**

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,608,592	未収運用受託報酬	833,260
								投資助言報酬の受取	132,212	未収投資助言報酬	11,876

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,299,726	未収運用受託報酬	762,239
								投資助言報酬の受取	130,542	未収投資助言報酬	11,530

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

**2. 取引条件及び取引条件の決定方針等**

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

**2 親会社に関する注記**

**親会社情報**

日本生命保険相互会社（非上場）

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1 株当たり純資産額	566,896円85銭	597,720円47銭
1 株当たり当期純利益金額	76,697円61銭	78,626円78銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。  
 2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
期中平均株式数	108千株	108千株

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2019年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考)再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2019年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

(資本金の額：2019年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

### ( 1 ) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### ( 2 ) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

## 3 【資本関係】

該当事項はありません。

## 第3【その他】

( 1 ) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することができます。

( 2 ) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することができます。

( 3 ) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することができます。

- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。

なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

( 4 ) 目論見書に以下の内容を記載することができます。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

( 5 ) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。

( 6 ) 目論見書の巻末に用語集を掲載することができます。

( 7 ) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載することができます。

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 樋口誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 牧野あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2018年12月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ新興国株式インデックスファンドの2017年10月13日から2018年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ新興国株式インデックスファンドの2018年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年6月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ新興国株式インデックスファンドの2018年11月21日から2019年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ新興国株式インデックスファンドの2019年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年11月21日から2019年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。